

平成26年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成26年3月4日（火曜日）

---

○議事日程（第3号）

平成26年3月4日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議 員	2 番 内 山 鉄 芳 議 員
3 番 中 平 隆 夫 議 員	4 番 田 中 勲 議 員
5 番 小 川 公 明 議 員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議 員
7 番 三 鬼 和 昭 議 員	8 番 南 靖 久 議 員
9 番 榎 本 隆 吉 議 員	10 番 高 村 泰 徳 議 員
11 番 奥 田 尚 佳 議 員	12 番 三 鬼 孝 之 議 員
13 番 村 田 幸 隆 議 員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市長公室長	奥 村 英 仁 君
総 務 課 長	大 川 一 文 君
財 政 課 長	上 田 敏 博 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	中 森 將 人 君
市民サービス課長	南 進 君
福 祉 保 健 課 長	下 村 新 吾 君

環 境 課 長	野 田 耕 史 君
商 工 観 光 推 進 課 長	佐 野 憲 司 君
魚 ま ち 推 進 課 長	内 山 洋 輔 君
木 の ま ち 推 進 課 長	小 倉 宏 之 君
建 設 課 長	更 谷 哲 也 君
水 道 部 長	浜 田 一 志 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	諦 乗 正 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	和 田 恭 典 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	尾 崎 八 重 子 君
教 育 委 員 長	千 種 良 子 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	川 端 直 之 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	川 口 清 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監	五 味 勝 哉 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	湯 浅 富 士 雄 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	内 山 雅 善
議 事 ・ 調 査 係 長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において6番、濱中佳芳子議員、7番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、13番、村田幸隆議員。

[13番（村田幸隆議員）登壇]

13番（村田幸隆議員） おはようございます。私の質問の通告は、浄化槽整備についてであります。

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、略してPFI、日本では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法でありますけれども、平成11年7月に制定をされました。平成12年の3月にPFIに係る基本方針が策定をされ、PFI事業の枠組みが設けられました。

その目的は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスをすると言われております。

本市の目的は、生活排水処理施設の整備が22.2%と、県の平均78%に比べ著しく進んでいないことから、現在、この整備率につきましては、24年度末で24.7%まで上がってきております。25年度末には、恐らく30%台近くまでいくのではないかと予測をされておりますけれども、そういうことから、生活排水対策で普及促進を図り、水質保全と生活環境の改善及び保全を図るとされており、その理念と趣旨には私も全く同じ考えであります。市の重要基幹産業の推進のためには力点を置いていくべきと考えます。

さりながら、その対策推進方法がなぜPFI事業であるのか、大変理解に苦し

むところであります。

当局の現在までの説明では、県の補助金の関係での今後市民の負担費用、水質及び生活環境、市のコスト削減等、さまざまな点においてのメリット面を前面に出してきました。

しかし、12月議会において、その裏面のさまざまな問題点や矛盾点を指摘いたしました。そして議論いたしましたけれども、本年の臨時議会で条例、予算案を全会一致で否決をされたことは記憶に新しいところであります。

それら指摘を何ら検討、改善することなく、今定例会は見送ったものの、今から市民説明会や業者説明を実施し、6月に再度上程するというのを市長は記者会見で宣言いたしました。

まさに不退転の強い意思表示に、ある意味大したものだと感じ、行政全般において強い意志のものと不退転の取り組み姿勢があれば、職員も市も大いに活気づくはずだがと、反面、大変残念に感じたところであります。

そこで、PFIの各分野において順次市長の考えを聞いてまいりますが、まず、なぜPFIを確執に進めようとするのか。目的は既に何回も言われておりますけれども、真の目的、理由をお聞きいたし、1回目の質問といたします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

県では、平成17年度に新たな三重県生活排水処理施設整備計画、生活排水処理アクションプログラムとっておりますが、を策定してありますが、顕著な改善が認められないことから、平成24年度に計画の見直しを行うに当たり、本市も平成23年度に県生活排水対策推進本部との協議の中で、漁業集落排水施設などの整備計画を見直し、全て合併処理浄化槽整備による処理計画に変更しております。

しかしながら、生活排水処理施設の整備率は平成24年度末において24.7%と県下で2番目に低い状況となっており、水産業を柱としたまちづくりを目指す本市としては、早急に整備率を向上し、市民の皆様や来訪者の方々に尾鷲の海のきれいさを実感してもらうことが肝要であると考えております。

本市の合併浄化槽設置整備事業につきましては、平成4年に補助制度を設け、個人設置型で普及促進を図ってまいりましたが、設置基数は大幅に増加しておりません。このことは、行政は補助制度の活用を広報することはできますが、市民

の皆様積極的に浄化槽の設置を勧誘できないことが要因の一つであると考えております。

見直された生活排水処理アクションプログラムの未整備人口の解消施策の中には、浄化槽設置時の個人負担が少なく、市町の計画的な整備による設置促進が見込まれる市町村設置型浄化槽の導入促進が掲げられております。

そこで、市町村設置型浄化槽の整備促進に当たり、直営方式とPFI方式の比較検討を行うため、平成24年度にPFI導入可能性調査を実施いたしました。

その結果として、PFI事業の導入に有位性が認められたことによるものです。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 今、私がなぜこのPFI事業を進めるのかという理由をお尋ねしたんですけれども、これについては市長の思いとか、今性急に進めようとしておる姿勢が見えませんでした。

そもそも、この問題につきましては、執行部がPFIありきで物事を進めてきておるということに尽きると思うんですね。その理由としては、議会がいわゆるPFIの導入可能性調査、それに対する費用、あるいはアドバイザー事業ですか、こういったものの予算を認めたからだ、それでPFIに踏み切ったんだと言わんばかりのいつもの言動でありますけれども、私もそこで、私は議事録、当時、私は議員としておりませんでしたから、委員会あるいは全協の場で、予算委員会の場で、執行部の説明、そして議員とのやりとりということを、私、きのう資料を求めて議事録を全部読んでまいりました。

その結果、私は客観的に見て、確たる核心となる議論がなされなかったというのが、私は現在に至っておる大きな要因ではないかなと。一方では、執行部はPFIありき、そして議会が認めたじゃないかということと言われる。しかし、議員に聞いてみると、一切そんなことは認めていない、あくまでもこの可能性調査にしても調査費でありますから、調査費を認めたのであって、その調査の結果、どういうことであろうかという結論が出ていないときに、まだまだ市町村設置型あるいはPFI事業でやるということは全く決めていないという意見でございました。

私も議員になる前は水道組合の顧問としてこのPFI事業の説明会に2回ほど行かせていただきました。その中で、今ここにいらっしゃいます野田課長から説明を聞きました。大ざっぱな説明でありましたけれども、これで尾鷲市はPFI事業で進むんだなという感覚を持ちましたし、また、示された数値あるいは今後

のスケジュール等を聞いておられますと、いかにもこのPFIでやらなければいけない、そして尾鷲市は決めたんだからこのまま突っ走りますよという説明でございました。

それについて、私も、そうであるならば、やはり地元業者の意見をきちっと聞いていただいて、そして市民にも納得できるような説明をして、その後PFIを進めていくということであれば、私はこれは大いに結構である。

当時、示されたこのPFIの中身はといいますと、メリット尽くしでありました。それを私もPFIというのを知りませんでしたから、ああ、そういうことなのか、業者にとってもいいのかという判断でそういう発言を申し上げたんですが、ところがさにあらず、議会に中まで入れていただいて議員の皆様方の御意見を聞いておると、全くそんな議論はしていない、調査費を認めただけであるから、これは執行部がどんどん進めようとしているのはおかしいんじゃないか、こういう声がありました。

したがって、私は、そうであるならば、市町村設置型と、それから従来行っておる個人設置型と両方からの対比でもってメリット、デメリットを比べながら、そして現在の尾鷲市にどの方法が一番そぐうものであるかということ突き詰めていかなければならないということで、私は現在に至っておるわけでありませぬ。

そこでこの問題については、議会のPFIに対する、甚だ失礼な話でありますけれども、認識不足、そして執行部の説明不足と勘違い、これらが今食い違ったまま進行してきておる、しかし、実態は執行部がPFIありきでどんどん進めてきておるんですね。

ですから、先般のようにインターネットで、いわゆる候補となるSPC会社のメンバーも公表されました。これについても議会から批判が上がりました。全く議会を無視したやり方ではないか。お互いの認識の食い違いからこういう意見あるいは議論が生まれてきておるわけでありまして、これをどうするかということについては、このことを言った、言わない、認めた、認めないということ終始するのは詮ないことありますから、私はこの際、この議論は一旦横に置いておいて、現在の尾鷲市の状況の中で個人設置型の浄化槽整備がいいのか、あるいは市町村設置型の浄化槽整備がいいのかということで議論をしなければいけない時期に来ておる、ですから、私も前回の議会からいろいろ議論をさせていただいておるところであります。

このような理由で、私は今から順次市長にお尋ねをしまいたいと思います。まず、費用の問題であります。この費用の問題については、大変な議論を今呼んでおります。市の発表では、いわゆる合併浄化槽整備をやっていくのに、PFIでやったら個人負担が18万8,800円、そしてこれまでのやり方の個人設置型でやれば個人負担が66万9,000円、こういう説明もありましたし、資料もいただいております。

これを受けて、先般、民間の尾鷲の明日をですか、考える団体から議員みんなに質問が来たわけだ。議会としては、それぞれのお考えがありますから、議会で議長が代表して答えを出させていただいたという経過がありますけれども、その内容は、片や18万8,800円でできる安いものをなぜ反対をして66万9,000円の高いものにするんですか、この理由を聞かせてください、こういう内容でございました。

今、ここでそれを明らかにしたいと思います。尾鷲市が積算をしておる個人設置型の83万7,000円、まずこの83万7,000円の根拠をお聞きしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、村田議員は性急にこのPFIを進めようとしているというふうにおっしゃられますけれども、このPFIをするに当たっては平成23年度から議員の皆様にもお話をさせていただいて進めさせていただいていることですので、我々としては性急という考えはありません。

その中で、PFIの導入調査の予算は認めていただきました。これはあくまでも調査であります。その導入に関する調査の費用を認めていただきまして、説明会なりアンケート調査なりいろいろやらせていただいて、その中で市町村設置型の直営でやる場合、それからPFIでやる場合、そういったものの検討をしていく中で、PFIについては予算的にも、あるいは民間の力をかりて短期間で整備を進めるといった定性的な面からも優位が認められるということを議員の皆さんにもお示させていただきました。

その中で、アドバイザー契約の予算を見ていただきました。このアドバイザー契約につきましては……。

（「市長、私は根拠を聞いておるんですから、前段を余り長くやってもらいたくないです」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） いや、これを言わないとあれですよ。

アドバイザー契約といいますのは、民間事業者の契約支援、あるいは民間事業者の募集、選定、これを行うものの補佐をしていただく、それとあわせて民間事業者との契約を締結していただく支援をしてもらう契約であります。

これにつきましては、平成25年2月15日から……。

(「それはさておいて、今の現状で個人設置型がいいのか、市町村設置型がいいのか議論をしたいということで根拠を示してくださいということを行っているんですから、その話に入ってもらわないと進まないよ、これは」と呼ぶ者あり)

市長(岩田昭人君) 性急にやっているということを行う中で、それは違いますよという話をさせていただいておるんですよ。

(「それは関係ないでしょう。私は……」と呼ぶ者あり)

市長(岩田昭人君) 関係ないことはないんじゃないですか。

(「質問と違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

市長(岩田昭人君) 導入部分で……。

議長(高村泰徳議員) 市長、答弁は簡潔にお願いします。

13番、村田議員。

13番(村田幸隆議員) 性急だということを今ここでこだわる場合じゃないんですよ、こんな場で。性急と申し上げておるのは、私は執行部がそういう手順を踏んでやってきたということはわかっていますよ。しかし、議会とあなた方の意思が全く違ったものになっておるから申し上げている。性急と私が申し上げているのは、何年も前からやってきておるといふ、それはそれで事実ですよ、認めますよ。私の言っているのは、このPFIの中身、いわゆるいろんな問題点があるんです。そういったものも何ら解決をしないまま短兵急に臨時会に出してくる。そして臨時会で否決をされた、今度は6月に出すんだ、このやり方が私は性急だと言っているんですよ。あなたの言う性急とは違うんです。それをわかっていたきたい。

その上で、今の、さっきから言っている83万7,000円の根拠、それからPFIの94万4,000円の根拠を示していただきたい。

議長(高村泰徳議員) 市長。

市長(岩田昭人君) これだけは、私、言わせていただきたいのは、導入可能性調査は、それは調査です。しかし、アドバイザー契約は調査とは違うということをまず御理解願いたいと思います。

アドバイザー契約につきましては、PFI事業を進めるに当たって、これを

……。

(「わかりましたから、私の質問に答えてくださいよ」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 市長。

市長(岩田昭人君) だから、それを言ってから言います。アドバイザー契約というのは違いますよということです。それを560万ぐらいの予算で見えていただいて、PFIを進めるための……。

(「わかっているよ。わかっているから私は一旦置いておいて、認識が違うからということをお願いして。わかっている。だから、今、中身に入ろうとしておるから早く進めてください。じゃないと、この時間、とめてくださいよ」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) はい、とめます。

市長(岩田昭人君) PFIのそれはさておきまして、浄化槽の基準につきましては、一つはSPCによる提案もありますし、基準的な浄化槽の金額であります。

この後は環境課長が答えます。

議長(高村泰徳議員) 環境課長。

環境課長(野田耕史君) お答えします。

83万のほうは国の基準価格でございます。これは標準浄化槽の基準価格でございます。九十何万というPFIのほうなんですけれども、基準価格としては102万になっております。

議長(高村泰徳議員) 13番、村田議員。

13番(村田幸隆議員) 要らんことで時間をとられましたから、急いでいきますけれども、今、この83万7,000円、これは基準価格だと言われましたけれども、なるほど、私もインターネットで取り寄せました。そして調査をしたら、83万7,000円というこの金額は、日本のいわゆる地理的に非常に不利なところで、条件が非常に悪いところ、これは最大限の費用なんです。これを設定してあるということなんです。まず、この設定の基準の単価自体がおかしいのではないかと、これをまず申し上げたいと思いますし、それと、市の試算では83万7,000円になってきておりますけれども、私、業者から見積もりもとっておりますけれども、この種の類いは40万あればできるんです。実際に40万で業者が尾鷲市内でやっているんです。これを83万7,000円といういわゆる日本でも有数の条件の悪いところの最高単価を持ってきて対比をするということは、これはトリックでしかない。トリックと私ははっきり申し上げておきたい。

そして、今、現実問題40万でやれるわけですから、その40万で試算をしますと個人負担が23万2,000円でいいんです。そんなに市が示してあるように66万9,000円もかからないわけなんですよ。40万の中で、国が5万6,000円、市が11万2,000円、合わせて16万8,000円の補助金をもらったら、個人負担は23万2,000円でいいんです。しかも23万2,000円とこのPFIで書いてある18万8,800円の値段を比べると、4万3,200円、まだ個人設置型のほうが高いということになりますけれども、しかし、この財源を見てほしい。PFIで示されておるのは、個人負担は18万8,800円でありましてけれども、下水道起債として44万1,200円上げておるんです。下水道起債というのは市の借金なんです。市が出すということなんです。この起債は一気に月44万1,200円借金をしますよということでありましてけれども、この44万1,200円の起債については45%が交付税で返ってくる。そして残った55%の2分の1を県が支援をするということになっていますから、ですから、私の計算では、尾鷲市がPFIでやるために1基当たり12万1,330円借金を抱えてやっていくんだということになっている。借金をするのであれば、この借金を個人設置型の、いわゆる差額の4万3,200円に充当することができるでしょう。そうすれば、それを充当すれば、新しく新築をされるという方でも個人設置型でやってもただでできるじゃないですか。

こういうことを、こういう実態があるにもかかわらず、あたかもPFIでやったら18万8,800円しかかかりませんよ、個人設置型でやったら66万9,000円もかかるんですよ、これでいいんですか。こんなことを市民に説明をして、こんなトリック、こういう説明をしてなぜPFI事業をやろうとしているのか、私はわかりません。ですから、全くこの資料はお話にならない。予算の面では全く私は個人設置型のほうが安くつくということをはっきり申し上げたい。

それから、維持管理、運用の費用も要りますよね。やっていく限りは維持管理の費用というものが必要になってきます。これも私は私なりに調べてまいりました。そしてこの導入可能性調査の中にもありますから、それも調べて私なりの計算をしたんですけれども、これとて、時間があればもっと詳しく言いたいんですけれども、端的にこの数字だけ言います。いわゆるPFIのやる費用よりも、合計が何と個人設置型でやるときの費用の合計の3倍から2.5倍の費用がPFIではかかるんです。維持管理、運営費にしても、全く問題にならない数値が出ておる。これは後で資料を示しますから計算をしてもらったら結構です。私は間違

っておりませんから。

ですから、設置に対する個人負担金、これも全く問題にならない。そして維持管理、運営、これについても全く問題にならない。総じて言うと、いわゆる個人設置型よりもPFIでやると数倍費用が高くなる、それだけ尾鷲市が借金を抱えるということになるんです。なぜ、こういうことを性急に進めようとしておるのか、私は全くわからない。まず、予算面ではこのPFIはお話にならないということ。

それから次に、業者について。これまでこのPFIをやることによって、個人設置のようにいろいろなところで仕事をいただいてくるということにはならないんです。いわゆるSPCの会社に一括して委託をしますから、そこが全部一括して受けてしまう。そして、今、いろいろなところでやっておる事業者は、そこから下請、孫請の形でもらわなければいけない。もちろん、SPCという会社は委託を受けたら営利目的で営業を行っていきますから、締めつけがどんどん下請業者、孫請業者に来るんです。そうすると、今、尾鷲市でやっておる事業者はどうなるんでしょう。ますます厳しい状況になっていきます。

そればかりか、いわゆる個人が、例えば私が一個人の業者に浄化槽を設置していただきたいと言っても、その方は受けられないんですよ、SPCの会社に入っていないから。材料もSPCを通してということになりますから、この方は受けられない。受けようとするば、いわゆる補助金のつかない高い、ばか高い浄化槽を買って、市民に高い負担を与えて設置をするしかないんです。

こんなばかげた話がありますか。ですから、業者にとっても大変迷惑きわまらないPFI法でありますから、これでもそぐわない。

また、野田課長が前に言われましたけれども、左官業とか建築業、そういったところにも波及効果があるのではないかという説明でありましたけれども、これとて今までのように直接業者が仕事をもらうことができないんです。SPCを通して、SPCの意向を伺いながら、直接いただけるところもありますけれども、中にはそこら辺の動向を見ながらもらわなければならんと、これはやっぱり締めつけになります。

そして、何といても、なぜこれがいけないかというと、業者にとって悪いかというと、今まで自由競争で仕事を獲得しておった。そしておのおのが努力をしてきておったんですけれども、SPCの会社1社に委託をとということになれば、その自由競争、これがまず奪われてしまう。こんな中で建築業にしても左官業に

しても、もちろん当該の浄化槽設置業者にしても潤うわけがありませんし、潤うどころか死活問題になってしまう。こういう状況に追い込まれるんですよ。

しかも、今回、候補となっているSPCの会社、これは外資系の会社、これが代表で55%以上の株を持ってやろうとしてきておるんです。尾鷲市の仕事の中で外部から資本が入ってきて、うまくいく道理がないじゃないですか。

こういった理論から、私は業者にとっても全くのマイナスであるということをご指摘しておきたいと思います。

次に、市民へのアンケート、これについても私は一言申し上げたいと思います。これは、市民のアンケート、10会場で、今、164通やられたということで、住民意向調査は1,000通出されて427通返事が返ってきた。今、この段階ですが、今後説明をやっていくということでもありますけれども、アンケートといっても、これは将来合併処理槽に変換する気はありますか、ないんですかというような類いの質問事項ですね、これ、私、持っていますけれども。こんなことで本当にPFIを市民の方が理解するはずがない。ですから、全くされておられません。いろんな方に意見を聞いても、そんなことまで、寄附採納までして、あるいは浄化槽の入っている屋敷を永代寄附採納してまで何でやらなならんのかということ、皆さんが異口同音にそういうことをおっしゃる。こんな状況の中で、今からあなた方は説明を進めようとしているんですけども、納得が得られるとは全く思いません。ですから、もしこのアンケート、あるいは説明会をやるのであれば、言わば住民投票のような規模のものでやっていかないとだめだと思いますよ。

そして、今のPFI事業についてはある本に書いてありました。これは冊子ですけれども、PFIを決めるのは、市民が最終的に決めなければいけない。行政がやろうとしておることを市民が理解して、市民が決定を下すものだというようなことを書いてありました。まさに、市民の方が納得をしなければ、このPFIは成立しない。ですから、やるのであれば住民投票のような形で、いわゆる市民の方々の大半が理解を示されたという形でやってもらわないと私は困ります。

ですから、これもまだやっていない。6月までにやられるということでもありますけれども、どういう形でやられるのかわかりませんが、これは生半可な作業じゃありませんよ。1カ月、2カ月で市民の動向をきちっと調査できるなんていうことは考えられませんから。その辺のところは担当、それから部局も、やっぱり腹を据えてやっていただかななくてはならない。

しかし、その前に、今申し上げてきたように、予算面、これではつきりしまし

た。運営費についても設置にしても、市民負担が個人設置型のほうが安いんだということがはっきりしましたから、もうPFIはやる必要はないんですよ。

そこで、先ほどの市長との議論の中でありましたけれども、一方的に市長は言われたけれども、もうアドバイザリー事業もやっておるんです、これは性格が違うんだと。導入可能性調査は調査です、しかし、もう一つは違うんですと言われたけれども、議会のほうは全くそういったことは認識をされていないわけですから、そんな中でそうじゃないんだ、そうなんだと言ってもこれは詮ない問題ということは先ほど来申し上げております。

ですから、今、尾鷲市に求められることは、個人設置型でいけば、いわゆる市民の方々の負担がどうなるのか、そして市町村設置型でいけば市民の皆さん方の負担がどうなるかということを中心に、そこを基本ベースにして検討を重ねていって、それについては今いらっしゃる業者の方々にどれだけの影響があるのか、こういったこともつぶさに、きちっと正確に判断をしなければいけませんけれども、先ほど来から申し上げておるように、業者にとっても不利、予算的にも高つく。

そしてもう一つは、このPFI事業をやることによって、遅々として水質の浄化作業が進んでいない、尾鷲市の浄化槽の普及率が悪いということを高めていくためにやっていくんだという一つの大きな目的があります。これは水質改善のためにやるんでしょう。これはこれで私も大いにやっていかななくてはならないと思いますけれども、PFIにして合併浄化槽に転換したり、あるいはこの数をふやしていくということがどういう方法でできるのかということを考えていけば、必ずしもPFIにする必要は全くない。

なぜかという、今申し上げてきたように、予算的にPFIならどんどん予算が大きくなっていくんですね。ですから、個人設置型にしても、個人だったらなかなか普及の率が上がらないじゃないかという議論があるかもしれませんが、先ほど言いましたように、尾鷲市にはPFIをやろうとしたら、いわゆる下水道の事業債という債務を抱えるわけです。1基当たり12万何がしということを上申しましたけれども、その中で個人設置をする方に補助をやっていくとか、あるいは一つ一つ、1戸確保してきて業者が持ってきたらそれに対して奨励金を与える、別な意味で奨励金を与えるとかいうことをしていけば、どんどん率が上がってくると思うんですよ。やっぱり使い方の問題です、予算は。ですから、業者に奨励金と与えることがいいのかどうかわかりませんが、例えば与える。

そうしたら、その業者の方も民間の方、設置をしようとしている方に費用の面でそれで賄って、なお市民の方々の御負担を軽くすることもあるでしょう。

そして、水道事業者だって、この尾鷲市の水質浄化ということについては何とかしなければいけないという考えを持っておりますから必死になってやりますよ。それこそ尾鷲市がそういう気持ちになって方法論を講じていけば、必ず私はこの浄化槽の整備事業という効率がどんどん上がっていくと思います。ですから、これとてPFIにしなければいけないという根拠が全くありません。

ですから、こういうことをいろいろ総じていくと、PFIは今の尾鷲にはそぐわないということを私は結論づけておきたいと思います。

また、このPFI事業、先ほど市長が性急に進めておるのではないと言われました。確かにその行動としてはそういうことはわかります。しかしながら、私が申し上げておるのは、今、このようないろいろ指摘をしたような問題があるにもかかわらず、そういった問題を何にも解決しないでどんどんPFIありきで進めていく、これが性急であるということを言っているんです。

可能性調査の中にも、既に日本で12カ所がやられてきておりまして、今13カ所になってきておりますけれども、それをやりかけて、問題点にどういうことがあったのかということアンケートでとっておるんですね。実態として、いろんな問題が起こってきている。PFI事業を始めておる県内の業者10社、これの調査では、敷地内の設置が困難な場所への対応策が求められる。料金設定も非常に難しいところがある。年間設置基数の設定方法も非常に難しい。事業期間の設定方法もこれはおかしいと思う。民間事業者が実施する場合の事業費の設定方法等々、いろんな問題が提起をされてきておる。

しかも、場所についてはいわゆる浄化槽をすんなり設置できる場所ばかりではありませんから、そういった場合にはどうするのか。クレーンでつり上げて、クレーンの腕が届く範囲のところだけを施工しますよというような実態も書かれておる。この尾鷲市は、輪内地区は段々畑のような土地の形状です。そんな中でクレーンの届く範囲といたらいかほどのところがありましょ。そんな中でPFIを進めていくといっても非常に難しいものがある。そうすると、旧尾鷲町内の一部の対象者だけになってしまう。これはこれで一部であっても進めていくということについては、進めるということについては私はいいことだと思っておりますから、それは進めていけばいいけれども、皆さんがそういうことを進めていかなければならないけれども、方法はどうなんだという方法論をやっぱり考えてい

かなければならない。それがなぜPFIの事業にしなければいけないのかという根拠がない。

そして、私が先ほど来から申し上げておるいろんな理由のもとに、どっちかという、どっちかというより明白に個人設置型のほうがいいに決まっている。どこにPFIにしなければいけない理由があるのかということをおは強く申し上げたいと思いますけれども、この辺について、市長、見解がありましたら。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今まで尾鷲市は個人設置型でずっと進めてきました。それで、ずっと浄化槽の設置基数も整備率も上がっておりません。あわせて、実は法定点検がされているのが12%ぐらいなんです。浄化槽を設置すると同時に必要なことは、その浄化槽の維持管理をきちんとすることです。この点検が今12%ぐらいですので、これを何とかクリアする方法はないのか、そういうことでは、この市町村設置型でいけば、市町村のものでありますので市町村が維持管理をやっていくということになります。維持管理につきましては、法定に求められたようなことをきちんとやっていくわけですから、その面もクリアしなければならない。ただ単に浄化槽を設置するだけではなく、その浄化槽が適切に維持管理されていくということをお考えなければならない。

そういったときに、市町村設置型のほうがいいですよという結論になりまして、その市町村設置型をやるときに直営でやるのがいいのか、それから、そうじゃなしにPFIの民間の力をかりてやっていくほうがいいのかという話の中で、PFIを選定したということです。確かにこれも公募型のプロポーザルでやったわけですので、今、我々が第一交渉権者として挙げておりますのは外資系の資本でありますけれども、しかし、尾鷲市の管理業者あるいは設置業者も入っているわけですから、それについては、それ以外の業者の方も死活問題でありますから、それにつきまして、私は責任を持ってSPCと交渉して、きちんと今までみたいな形で仕事ができるような形でないと契約はしないというふうには私はずっと言わせていただけてきておるところでありますので、それはSPCと交渉してぜひやらせていただく。

というよりもむしろ、今回は新設だけじゃなしに、転換についても力を入れていくと。今までのトイレだけの浄化槽だけじゃなしに、合併にさせていただくような、そういう転換についても力を入れてやらせていただくということになりますので、その分で仕事も出てくるでしょうと思っておりますし、もう一つは、外部

から浄化槽の設置業者が来た場合については、これはブロックできるんじゃないかなと、SPCによって地域の業者さんにやってもらうようなシステムをつくっていけば、外からの業者のブロックにもなるんじゃないかなというふうに思っておるところであります。

浄化槽の設置については、ただ単に設置だけでは考えない、維持管理についても考えていかなければならないと。それでないと海は守れないということになると思います。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） まさに、言われることを基本に考えていくのであれば、いわゆる転換型も進めていかなければならないということなんですね。新築の場合は、これはしんしゃくする必要は全くございませんで、今、新築をする方でくみ取り式にされて家を建てるなんていうことは考えられませんから、皆さん浄化槽にされるでしょう。それはそれで進めていけばいい。

しかし、今のくみ取り、あるいは単独を合併浄化槽にかえるというところに入っていきたいと思うんですけれども、これ、PFIでやらなくてもいいんですよ。紀北町、熊野市、ほかのところもやっておりますけれども、私もこれを試算してきました。

くみ取り式の転換については、先ほど新築は40万でできるということを業者が証明されておりますけれども、45万程度かかるんですね。45万程度かかるけれども、市が11万2,000円の補助、県が11万円、国が11万円、しかもそれにプラスアルファで県と市が6万円の配管費用というものを見ておるんです。そうすると、45万かかっても、個人負担は5万8,000円でできるんです。

もう一つの単独から合併浄化槽に変換する際には、50万、今度は50万費用がかかりますよということでもありますけれども、その中で市が11万2,000円、県が11万円、国が11万円、そしてプラスアルファとして配管プラス撤去費用に15万円補助が出る。すなわち、48万2,000円の補助が出るんですよ。ですから、計算でいくと個人負担は1万8,000円でこの単独槽から合併槽にかわるという、大変有利なことが今もやられておるんですよ。

問題は新築の際にどうするかということで、市がこの計算データを出してきたわけですがけれども、その市の計算データも私によると全くトリックでありますから、この三つをとっても単独で、いわゆる個人設置型にしても何ら支障がない。

むしろこれだけ有利な個人設置型のくみ取り転換と、それから単独槽の転換、これを一緒にたにしてPFIでやる、こんなことはないじゃないですか。もちろん、市長の言われるように、そういうところもやっていかななくてはなりません。

浄化槽の普及率を高めるためには、まず、浄化槽は設置してあるけれども機能をなしていない、なぜかという、法定点検とかそれをクリアしていないところがたくさんある。まず、そこに向けて手だてを講じていく。それと同時にくみ取り、それから単独槽の変換を図っていくということは、個人設置型で十分できるんです。

しかし、今回の市の説明には、この個人設置型における単独槽の転換、あるいはくみ取りの転換というものは全く明記をされておられませんね。その辺は全く度外視をされて、新築のみの計算上の説明になっておりますから、こういうことも隠されておる。こういうこともきちっと説明をして、どちらがいいかということ判断してもらわないといけないんです。

ですから、PFIをやってどこにメリットがあるんですか。むしろメリットがないでしょう。例えば、単独槽を合併槽にかえるのに、個人負担は1万8,000円でいいんですよ。しかし、市の試算では、PFIでやった場合、18万8,800円かかるんですよ。しかも18万8,800円の費用がかかるけれども、市が44万1,200円という下水の起債を抱えなければいけないんですよ。何でこんなPFIにしなきゃいけないのか。これは、私ははっきりと申し上げておきたいと思います。そういうことを進めていくのであれば、なお個人設置型でやるべきだと私は思っております。

それと、あと一つ、この水質浄化ということは、これは確かにこれだけではないんですよ。いろんな方法があるんです。私もいろんな観点から勉強しました。ですから、河川において適用される対策とか、それから沼地、あるいは湖において適用される対策、あるいは流域における対策。この流域における対策というのは、今回の尾鷲市のこの対策、生活排水の対策とかが入っていますから、ここの条項なんですね。この条項だって、浄化槽だけが全てじゃないんですよ。

確かに水質浄化のためには合併浄化槽の設置というのが大きなウエートを占めていることは確かです。ですから、進めなければいけません。形はどうであれ、進めなければいけません。しかし、そのほかにもEM菌で河川を浄化するとか、いわゆる生活排水対策として有リン剤の使用禁止とか、いろんな対策があるわけなんです。そして沼とか、いわゆる尾鷲市にはダムから流れてくる水があります

から、こういったところのろ過方法として希釈の方法もあるし、沈殿の方法もあるし、ろ過の方法もある。そうして酸素を供給する方法もある。また、電気化学の処理法、それで処理をする方法もある。河川において適用されるといったら、接触酸化法とか、植生浄化法とか、電気化学処理法とか、いろんな項目があるんです。こういったものにも力を入れていくべきであって、私は水質浄化ということを図っていくならこれら全般を進めていかなければならない。

しかし中でも、この合併浄化槽に変換をするということは大きなウエートを占めてきておりますから、これはこれで進めなければいけないということは私も認識しておりますし、これは尾鷲市民皆さんが考えておることでしょう。しかし、その認識が一致しておっても、対応策の方法論をどうとるかということが今議論をされておるわけですから、議会はこのPFI法の市町村設置型にしなくてもいい、それは認めていないということでもありますから、現状を見ていくと、何ら支障のない個人設置型でやられるというのが今一番いいんじゃないですか。

私はこれを頭ごなしに永代にわたってPFIはだめだと言っているんじゃないありません。いろんな問題を今提起してきました。こういった問題を一つ一つクリアして、1カ月、2カ月、3カ月じゃなくて、3年4年かけてクリアをしていく、そして他市町の状況も見ていく。今、全国でPFIでやっているのは13カ所しかありませんけれども、そうじゃなくて、このPFI方法のいろんなデメリットが克服をされていرونなところでやってきておる。そこまで尾鷲市も十分時間をかけて検討して、岩田市長も今期なんかでやめないでしょう、2期3期やられるんでしょから、3年4年かけて検討した上で、ここだというときにPFI方法もひとつ検討してみましよう、そういう形がいいのではないか。

今、個人設置型で何ら支障がないわけですから、ぜひとも個人設置型を進めていただくということを強く申し上げておきたいと思います。

きのうの議論にもありました。当初予算に個人設置型の費用が上がっていない、これは何でか。6月にまたPFI法を出されるんですから、そのときにそれが成就をすればそれから以後は必要ないわけですから、そのときにそれまでかかった分の補正を上げる、あるいは、もしだめだったら1年分の補正で上げるということやられたんだと私は思いますけれども、そういう行動を見ておりますと、何もかもPFIありきで進んでおるということ、これはやっぱり、今、私はおいさめ申し上げたいなど。決して尾鷲市にとって得策ではない。

ですから、私は冒頭申し上げたように、本当のPFIを今やろうとしなければ

いけない理由は、市長、何か持っておられるんですかということをお聞きしたんです。それが変な方向に行ってその議論はできないままになりましたけれども、その辺のところは私は全く理解できません。

そしてもう一つ言うならば、P F I法というのは、外国ではいわゆる公の立場で債務を抱える公債をできるだけかからないような制度にしておるんですけれども、日本の場合は、悲しいかな、いわゆる公債頼みにしておるようなP F Iの方法ですから、先ほど申しあげましたように、いわゆる1基設置するだけで四十数万の下水道債を使わなければならない。これはどういうことかという、ひいてはその自治体に借金を負わせるということなんです。

ですから、そんな借金を負うのであれば、個人設置型の足りない部分にそれを補ってあげばもっとうまくいくでしょうということを申し上げておる。この理由がわからない人はないと思います。私の説明を聞いて、それでもなおかつP F Iでやっていくんだというなら、その根拠をきちっとしたのを簡略に示してください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 平成23年度からP F Iの可能性調査とか、それについて皆さんに説明させていただいたのは、26年度の4月から個人設置型の県の補助金がなくなるということもあります。それと、整備率が依然として上がらない、そういった中でどういう対策を尾鷲市としてとるのかということでもあります。その中で、市町村設置型という選択をしたということでもあります。

それから、単独浄化槽から転換の部分について補助金のことを村田議員は言われましたけれども、その件、課長、説明して。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 今回のやつは転換のほうを重きに置いていますので。これは、一応、今提案として出てきておる部分なんですけれども、今新設のほうで18万8,000円というふうな金額をお示ししているんですけれども、その転換についても20万以下でやれるような提案のほうが出されてきておりますので、相当有利な部分が出てくると思います。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 課長、何を言っているの。私はくみ取り転換で5万8,000円の個人負担でいいという資料を持っているんですよ。計算、これは間違いないと思うんです。これは熊野市も紀北町もやっておるんですよ。そして、単独

槽を合併槽に変換するときには個人負担が1万8,000円でやれるということもやられておりますので、ほとんど費用がかからない。よしんばこの辺のところで金がかかるにしても、初めに申し上げたように、PFIでやると44万1,200円の下水道債を使うわけですから、それが交付税で返還されたり、県が補助をされても13万少々の、1基当たりですよ、借金を抱えるわけですから、その借金をこちらに回せば十分フォローして余りあるんです。だから、これを申し上げておるわけでありませう。

それから、私が最後にもう一回だけ申し上げておきます。市がPFIで94万4,000円もの値段を設定して、個人負担が18万8,800円かかるとされておる。そして、個人設置型でいくと83万7,000円かかって、個人負担が66万9,000円かかるんだとされておるこの資料は全くのまがいものであり、間違いであるということ指摘しておきたいと思ひます。

というのは、その根拠として、個人設置型で40万で現実にはできるんだという現実があります。そしてその計算をしていくと、PFIでやる18万8,800円よりも、わずか4万3,000円高いだけなんです。

しかし、この4万3,000円というのは、差額については、下水道債で借金を尾鷲市がつくってやろうとしているんですから、その借金の分をこちらに回せば楽に採算性がとれて余りあるという計算になりますから、全くこれはPFIの事業をやる資料としては不適合でありますし、これは完全にまがいものであるということをおし上げたいと思ひます。

議長、ちょっと時間に猶予を下さい。さっきとられましたから。一言だけおしわせてください。

議長（高村泰徳議員） はい、一言。

13番（村田幸隆議員） どこの団体か知りませんが、私を、議会で村田がPFIをさせまいと思ひて、市長の出すPFIを邪魔しようと思ひて丸め込んでおるんだなんていうことを言っているということをはっきり聞いたんですね。これは、丸め込むということはいかにも品のない言葉でありますけれども、そういうことを言われる俺は未熟なんだなと思ひましたけれども、しかし、今、説明を聞いてもらってわかるように、丸め込もうとしておるのは、行政が市民をこういった偽りの資料のもとに丸め込もうとしておるということをお断言して、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） ここで10分間休憩いたします。再開は11時15分からいたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

ことし1月15日、私は、総務産業常任委員会の管外視察に同行させていただきました。初日には、新東名高速道路にあるサービスエリアのNEOPASA駿河湾沼津を視察し、いわゆる高速道路におけるサービスエリアの防災拠点化についての説明を受け、翌日16日には、一般財団法人国土技術研究センターで、道の駅の防災機能、道の駅の優良事例、道の駅が抱える問題点の三つの視点からの道の駅についてのお話を伺い、次に南房総にある道の駅ちくら潮風王国を視察、最終日には富士市役所に赴いて、まちの駅に対する富士市の取り組み状況について解説していただきました。

今回の一般質問は、これらの視察を踏まえ、再び問う、本当に尾鷲に道の駅は必要なのか、あの場所で大丈夫なのか、尾鷲の将来の負の遺産となることはないのかというテーマでお聞きしたいと思います。

まず、一般財団法人国土技術研究センター、略してJICEと言うそうですが、そこで受けた説明からお話しさせていただきます。

今、全国にある道の駅は、平成5年4月1日に103カ所からスタートし、平成25年4月現在では1,014カ所になっているそうです。その道の駅の数が一番多いのが北海道で114カ所、次は岐阜県の54カ所、三重県は15カ所になっています。

道の駅の持つ施設としては、売店、いわゆる物販施設設置が最も多く950カ所以上、次に、食堂、レストラン、情報端末、おむつかえシートやオストメイト対応トイレなどと続きます。

次に、道の駅の優良事例紹介として、群馬県川場村にある田園プラザかわばの紹介をしていただきました。

この道の駅は、総工費31億4,000万円、平成22年度の来訪者は97万人、総売り上げ8億6,000万円、正規職員40名、非正規職員75名、関東

「道の駅」連絡会が主催するアンケート、好きな道の駅5年連続ナンバーワン、「NIKKEIプラス1」の家族が一日楽しめる道の駅東日本ナンバーワンという超優良事例でした。

その田園プラザかわばの成功の要素は、川場村では、21世紀を展望しながらコミュニティ活動や東京都世田谷区との交流活動の一層の活発化、漁業を中心とした地場産業おこし、田園や自然環境に相応した地域住宅づくり、村の核づくりなどに重点を置きながら、成熟した村づくりを進めている。田園プラザ事業は、川場村のこうした一連の重点事業の中核的な事業で、次のような機能を持つ川場村の商業、情熱、触れ合いの核であるタウンサイト、中心街区の形成を目指しているとして、その機能として若者を中心とした雇用機会の増大、定住、Uターン、Iターンの推進、地場製品の開発とPRや販売促進、村民相互・来村者との交流拠点、村内消費の拡大、交通ターミナルとしての機能など、明確な目的と方向性を持った道の駅でした。それだけに、広大な敷地に、公園、展望台、ミルクやビール、パン、ピザなどの工房、レストラン、温泉、散策道の整備など、まさに家族が1日楽しめる道の駅なのであります。

次に紹介していただきましたのは、南房総にある道の駅とみうら枇杷倶楽部という道の駅でした。

ここは、2011年現在で来訪者60万人、年間売り上げ6億円、正規職員9名、非正規職員60名という道の駅で、その最大の特色は、地域に散在する食堂や農産物、イチゴ、菜の花などの農家、組合等を束ねた一括発注システムにある。また、地域ブランドであるビワと、そのビワを原材料として商品開発された約40のアイテムにも上るビワ加工品の販売にも力を注ぐ。株式会社とみうらが第3種の旅行業者資格を取得しており、枇杷倶楽部を代表して都市部の旅行代理店や交通機関など外部に対してPRを行い、招致に成功したツアーは、プログラムに応じて会員事業者に配分するという、道の駅に対するはっきりとした目的の意思があるということです。

今、申し述べましたように、これら二つの道の駅には、売りに値する潜在的な可能性を持った地場のものがあり、それらを通して道の駅の発展とまちおこしをするのだという明確なコンセプトがあるということです。

今回紹介していただいた二つの道の駅は超優良事例の内容で、聞いていても出るのはため息ばかりで、比して尾鷲の道の駅はどうかと考えるてしまいました。

私としては、そんな桁外れの成功事例ではなく、1,014ある道の駅の青息

吐息、失敗と思われる事例も二、三お聞きしたくてその旨の質問をしたのですが、研究センターは、道の駅推進の立場であるためか、私たちは失敗例は研究していません、失敗例からは学ぶことも少ないと思われます、いろいろな課題をはらみつつも前向きに考え取り組もうとする成功例を紹介していますと、一面の真理をついた言葉で一蹴されてしまいました。

しかし、最後に、道の駅が抱える問題点という資料もいただき、簡単に解説もしていただきました。

一部要約して紹介させていただきますと、地域の魅力を生かせず、交通量、立ち寄り客の減少とともに売り上げが減少して窮地にある道の駅。老朽化した施設改修への予算不足並びに活用可能な補助金、交付金に関する知識不足の道の駅。パンフレットを雑然と並べただけなど利用者ニーズに応えていない情報発信施設を持つ道の駅。また、昨今の世相としての若者の所得減少、旅行離れ、自動車保有の減少、高齢者に比較した若者旅行者の減少などが、現在の道の駅が抱える課題として挙げられていました。

これらの問題点を考えるとき、国道42号線上にある近隣の道の駅も、早晚というよりは今まさに、これらの問題点を抱え窮地に立ちつつあるのではないかと思います。

その後、私たちは、東京を後にして2時間、道の駅ちくら潮風王国の視察に向かいました。

道の駅ちくらは、千葉県南房総市にあり、平成9年7月オープン、設置費は千倉黒潮物産センターに6億円、付随するふれあい広場に約7億7,000万円、総面積2万9,312平方メートル。物産センターは千倉町が51%、漁協が49%の出資による第三セクターで運営、入店している八つの店舗からの売上金に対する5%のテナント料と、市からの指定管理料250万円で賄っているということでした。また、オープン当初は6億円の売り上げがあったそうですが、3・11の東北大震災以後は減客となり、現在は4億8,000万円程度に落ち込み、テナント料の減免等によってぎりぎりの経営になっているとのことで、集客、売り上げをどう回復するか、また、オープンして16年が経過し、施設の痛みが激しくなり、その改修に頭を痛めているとのことでした。

この現状はさておいて、この道の駅ちくら建設の目的は、本事業は、千倉町の将来に向けた地域振興の重要な拠点施設として位置づけるとし、漁協を初めとして地域の人たちの道の駅に対する共通認識の中で設立され、道の駅を地域再開発

の核とするとして、建設当初から道の駅を地域再開発の核とするという強い目的意識があったことがうかがえます。

最後に、私が道の駅ちくらの経営が成立する要素を尋ねたところ、以下のような答えが返ってきました。1、お客の8割は観光客で、2割が地元の人。90キロメートル圏内に東京、神奈川という大都市を擁すること。2、この地域、南房総半島は、冬温暖な気候で、ポピー、キンセンカ、ストックなどの花農園が多く、冬は花摘み、夏は海水浴客が大型観光バスやマイカーで訪れること。3、南房総花海街道エリアには、それぞれ特性の違った道の駅が11カ所あり、それぞれの道の駅がいいところ取りをして工夫を凝らし、その土地ならではのグルメや温泉、体験メニューなど、道の駅そのものを楽しむことができるようになっていること。

以上、今回の視察の国土技術研究センターで教えていただいた優良道の駅の事例二つと、実際に見学した道の駅ちくらについて申し述べましたが、改めて、市長がつくろうとしている道の駅があつた場所でないならばならない理由と、道の駅をつくる目的、尾鷲市の将来のお荷物とならない勝算、覚悟のほどについてお聞きしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、榎本議員の御質問にお答えします。

今月30日には、紀伊長島インターチェンジから海山インターチェンジ間が開通し、大都市圏から本市までが1本の高速道路で結ばれることとなります。このことは、本市にとっては非常に大きな出来事であり、それに対応した施策の展開を図ることが必要であります。

先日行われました紀勢国道事務所の記者会見でも説明されておりましたが、高速道路の延伸は、さまざまな分野に効果をもたらすこととなります。

災害時には、まさに命の道としての機能を発揮するとともに、本市への集客効果として、日帰り観光圏域が大きく拡大し、熊野市役所を起点とする試算においては、3時間圏域人口が約680万人にまで膨らむと予想されています。これらの数字データを目の当たりにした今、本市にとって大きなチャンスが訪れていると考えます。地域資源である食を活用して町なかの魅力を打ち出すことにより、地域全体に来訪者を誘客する仕組みを構築できるものと考えております。

さらに、大きな道路環境の変化として、熊野尾鷲道路Ⅱ期線、尾鷲北インターチェンジ間から尾鷲南インターチェンジ間が、平成24年度から測量などの事業

が着手され、将来的には接続されることとなります。これにより、さらに道路の利便性は高まり、人的、物的な流通が促進される一方で、ストロー現象を未然に防ぐ対応が必要となります。これら大きな社会的環境の変化や新たな対応策が必要とされる中、地域の魅力をPRしてそれぞれのインターチェンジから町なかにおりていただくための仕組みとして、産業、健康、教育、文化などの異なる分野の事業を食で連携させ、町なかの魅力づくりのための食の拠点整備など、総合的なまちづくりを進めていくこととしております。

その中で、道の駅は、町なかへの誘引動線を構築するためのゲートウエー、いわゆる玄関口としての役割を持たせたいと考えております。そのためには、大都市圏からの来訪者の主たる観光動線となる高速道路と、本市の幹線道路である国道42号との唯一の結接点である尾鷲南インターチェンジは、さまざまな人や物の流れが交差する場所であり、それらを的確にキャッチする好適地であります。

地域づくりやまちづくりを推進していく際に、それぞれの地域の個性や担うべき役割を明確にし、何が必要であるかを考えなくてはなりません。

尾鷲南インターチェンジ付近をこれらの考えに当てはめると、高速道路の延伸や幹線道路との結接点であるという地理的条件、情報発信機能、ネームバリューなど道の駅の機能、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や津波への対応など、尾鷲南インターチェンジ付近であることからこそその個性が、道の駅の機能と重なることによって相乗効果が生まれることとなります。

さらに、尾鷲南インターチェンジ付近の地域個性をさらに高めるためには、紀勢国道事務所に提案しておりますフルインターや熊野尾鷲道路のサービスエリア、パーキングエリアとして位置づけることが、地域住民にとっても来訪者にとってもさらに使いやすい道の駅となると考えており、今後も勉強会などを通じて提案してまいりたいと考えております。

次に、道の駅の明確な設置目的についてお答えします。

道の駅は、多面的、多機能な設置目的や、設置意義を有しております。休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能に多機能である防災機能などを組み合わせたものが道の駅の有する基本的機能ですが、多様化する道路利用者のニーズや道の駅が都市部ではなく地方に多いという要素から、地場産品などの物産や伝統文化の継承などの地域振興、また、その地域固有の問題解決のための複合的施設として、道の駅の存在は、全国的にもさらに注目されるものとなっております。

国土交通省から近年配布されている道の駅に関する資料を拝見しても、道の駅

は、新たな産業の拠点として可能性を秘めた全く新しい形態の地域システムとして取り上げられ、また、今後は、地域の個性、価値の創出場所として新たなステージに移行すると考えられていることや、道の駅の機能としてゲートウエー機能に注目されるなど、地域ごとの特性に合わせた新たな道の駅の設置が必要であるとされております。

さきにも申し述べましたように、道の駅だけで観光や物産が完結するのではなく、本市の町なかへのゲートウエーとしての機能などの情報発信や、防災のハブ的機能の充実による安全安心な都市基盤の整備など、道の駅が担う役割は大きく、高速道路の延伸の機能、効果に対応した多機能施設にしたいと考えております。

他地域での成功機能を例として、本市へ設置する道の駅にも同じような機能を持たせることも必要ですが、地域的な特性や地域資源を考えた場合、繰り返しになります。産業、健康、教育、文化などの異なる分野の事業を食で連携させ、本市の総合的なまちづくりを進めていくこととしていることから、その中での道の駅の役割であるゲートウエー機能と情報発信機能は非常に重要であると考えております。

また、命を守る復旧復興、ハブ的機能は、本市に設置する道の駅の機能の中でも特に重要視しており、この二つが設置目的の大きな柱であると考えております。

重ねて申し上げますが、来訪者や地域住民などの利用者の利便性の向上や、安全安心なまちづくりの一翼を担う施設として目指してまいります。

これらの全てのことを総合的に判断したときに、尾鷲市「道の駅」基本計画でもお示ししているとおり、尾鷲南インターチェンジ付近が道の駅の設置箇所として好適地であるという結果になっており、設置目的や意義とともに御理解を賜りたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 道の駅は、成功するか失敗するか、何をもって成功とするか失敗とするかは別の問題でしょうけれども、やはり先ほど言いましたように、田園プラザかわばの場合も、非常に大規模な施設で、そこへ行って1日家族で楽しめるというふうなところとか、また、バックに大都市を控えていて人口の移動も非常に激しくて、人の移動も非常に激しくて、そこで休憩してちょっと買い物をするとか、また、千倉のように、まちそのものに花摘みとかそういう魅力があって、そして、その帰りに道の駅に寄って買い物をしていくとか、そういうふうなところが道の駅としては発展しておりますけれども、やっぱり情報発信とかそう

いうふうなだけで休憩機能とか道の駅を維持管理していくということは、経費ばかり要ってなかなかうまくいかないのではないかなというふうに思います。

そういう意味においては、尾鷲のまちを魅力あるまちにすれば、人はおのずと集まってくるわけです。今回市長はインタビューでも、食のプロジェクトを立ち上げて、尾鷲にそういう交流拠点というか、尾鷲のまちそのものを魅力的にしていくんだと、尾鷲のまちが魅力的であれば、また道の駅もそれなりにゲートウエーとしての役割を果たすでしょうが、そういう意味では、僕は、市長が言われた食のプロジェクト、また、新しい拠点をつくるということについては賛成なんですけれども、そうなってくると、逆に尾鷲のまちそのものが魅力あるまち、尾鷲へ行ってみようというふうなお客がふえてくれば、むしろ北インターでおりて尾鷲のまちへ向いて、中京圏から来たお客さんは入ってくるのであって、わざわざ南インターまで行って、道の駅に寄って、それから尾鷲のまちに入ることではないんじゃないかなというふうに思います。

そして、あの場所ですけれども、今回の一般質問に当たり、私は須賀利と、そしてアトランダムに選んだ100人の人に電話アンケートをしたんですけれども、後ほど出てきますけれども、やはりそんな中で、須賀利の人では、あんな場所では須賀利からは買い物にも行かへんわなというふうなことも言われておりますし、また、アンケートでも、あの場所ではねというふうなことがかなりおりました。そういう意味で、第1回目の僕の質問のときにも言わせてもらったんですけれども、尾鷲は海の青さ、山の緑というふうなイメージの中で、いかにもあの場所ではこれが尾鷲かというふうなことで、観光客もがっかりするんじゃないかなというふうなことを思いましたので、少し市長の答弁に対する反論として申し述べておきたいと思います。

次に、次の問題になりますけれども、市長は今回の定例会の所信表明の中で、道の駅については、一般的に休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能が求められますが、本市においては、食によるまちづくりを進める中で、町なかへの動線を構築するためのゲートウエーとしての役割や、災害時の復旧復興拠点機能を特に持たせたいと考えておりますと述べられております。すなわち、道の駅が持つ四つの機能を総花的に要約して所信表明されたわけですが、今回私は、この四つの機能のうちの特に防災機能と情報発信機能についてお聞きしたいと思います。

道の駅における防災機能は、平成16年10月に起こった新潟県中越地震が発

端となり、平成23年3月の東日本大震災において一躍脚光を浴びるに至ったと言われていました。その道の駅が持つに至った防災機能、防災拠点としての役割は次のように言われています。1、発災時の道路利用者や周辺住民の緊急避難場所としての役割。2、広大な駐車場での炊き出しや臨時入浴施設、仮設住宅等の避難施設建設場所としての役割。3、被害状況や安否確認などの情報発信基地としての役割。4、震災復興のための自衛隊駐屯地や支援者ボランティアセンターなど防災関係機関の活動拠点としての役割。5、救援物資の集積、保管、配送拠点としての役割。

市長は、昨年8月12日に国交省紀勢国道事務所に、尾鷲市の道の駅設置に向けた支援についてという要望書を提出され、その中で、道の駅の防災ハブ機能等の強化に対する御支援をお願いしたいと述べられておりますが、ハブ機能、すなわち尾鷲市の防災活動の中心・中枢拠点として、あの場所に道の駅をつくろうとされているわけですけれども、本当にあの場所で大丈夫なのでしょうか。発災時の道路利用者の待避場所としては当然でしょうが、周辺住民の避難場所としての機能は発揮できるのでしょうか。

以前、市長は、尾鷲の道の駅は住民の避難場所としては考えていないと言われてきましたが、しかし、一般的には、先ほども申し述べましたが、道の駅における防災拠点機能の第一は、この周辺住民の避難場所としての役割が大きいと言われていています。建物が雨露をしのぎ、トイレが利用でき、物販の飲料水や食料品、また備蓄している非常食や毛布などの提供ができて、情報の発信、受信ができるということにその理由があるわけです。これらの機能は、今では道の駅だけではなく、高速道路にあるパーキングエリアやサービスエリアでも考えられています。今回行った視察の初日に見学したNEOPASA駿河湾沼津でも教えていただきましたが、新東名高速道路におけるサービスエリアなどにおけるエリアスペースのイメージとしては、高速道路利用者の避難スペース、災害応援部隊活動スペース、そして周辺住民利用の避難スペース、加えて必須の施設設備は、ヘリコプターの離発着可能なヘリポート、自家発電機、地下水利用設備、防災備品倉庫などが考えられると言っておりました。このように、今や、道の駅やサービスエリア、パーキングエリアは、地域住民の一時避難場所として重要な意味を持ちつつあるのです。

次に、震災復興復旧のための道の駅の役割はどうでしょうか。

あの場所に自衛隊やボランティアなどの防災関係機関の活動拠点を置くことが

ベストなののでしょうか。全国から届けられる救援物資の保管・配送拠点も言っておられますが、その辺はどうなののでしょうか。

尾鷲市が被災した場合の自衛隊や民間人のボランティアの往来、また、救援復興物資の搬入ルートを検証してみますと、陸路、海路、空路の3コースが考えられます。

まず陸路にあっては、第一に鉄道、JRがありますが、これは多分、山崩れや水没で全く使用不能となるでしょう。道路はどうでしょうか。海岸線を通る国道311号の水没は言わずもがなですが、奈良方面から来る国道309号線も、急峻な山峡の道路では地震による崩壊は免れないでしょう。国道42号はどうでしょうか。旧町内だけでも、中川周辺やジャスコの前あたりが海拔10メートル弱の高さですし、鷲毛や、矢ノ川峠の山肌の崩落で通行不能になることは想像にかたくありません。結局、陸路については、国交省の言うように、高規格で地震、津波に強い命の道的高速道路、熊野尾鷲道路のみが使用できるということになるのかもしれませんが。その意味において、陸路だけを考えた場合は、市長の言っておられるように、南インター付近か、もしくは、新たな発想で北インター付近にその土地を確保しておく必要があるかもしれません。

海路についてはどうでしょうか。平成22年3月、岩田市長の名のもとに計画された尾鷲市都市マスタープランによりますと、第I章全体構想の中の防災拠点のところに、将来予想される東海・東南海・南海地震に対応するため、防災施設や避難施設が立地する尾鷲港、尾鷲総合病院、東紀州（紀北）広域防災拠点、くろしお学園内にあるわけですがけれども、この3カ所を防災拠点として位置づけますとあります。

尾鷲港に防災施設や避難施設が立地するかどうかは首をかしげるところですが、確かに尾鷲港は、一種の防災拠点としての機能は備えていると考えられます。そのために、県も第4岸壁を耐震化し、また、昨年12月1日には、巨大津波対処関連機関合同訓練が実施されるに至ったのでしょう。

私も訓練を見学させていただきましたが、海上自衛隊横須賀地方隊の掃海艇ちぢま、第四管区海上保安部のヘリコプター、陸上自衛隊第10師団の多用途ヘリや偵察バイク、災害救助犬を使ったかなり大がかりな訓練で、新聞にも災害対策のエキスパートたちが大がかりな訓練を繰り広げたとありました。

その訓練を締めくくる講評で、県防災対策部の稲垣部長は、3連動地震によって尾鷲市を初め東紀州は甚大な被害が生じ孤立化が懸念される。海からの支援は

重要な意義を持つと述べられ、津波がおさまった後の、海からの救援復興支援を強調しておられたのが印象的でした。

実際に、東日本大震災のときも、津波警報、注意報が解除された3月13日の夕刻から、海に流出、沈んでいたコンテナや自動車、船舶、漁網などの回収作業の航路啓開が開始され、3月23日までに被災10港で暫定の航路の確保がなされ、海上からの緊急物資の搬入が開始、10日目にはオイルタンカーの第1船が釜石港に入港して、深刻をきわめていた燃料不足が緩和されたといえます。

続いて、三つ目の空路はどうでしょうか。昨年的一般質問でも指摘させていただきましたが、市長がつくろうとしている道の駅にはヘリコプターの離発着は不可能だとお聞きしています。

今日の防災を考えると、空路は無視して考えられません。先ほど述べましたが、今回の視察のNEOPASA駿河湾沼津にしても、他のサービスエリア、パーキングエリアの持つ防災機能のトップに挙げられているのがヘリポートの設備であります。続いて、自家発電、地下水利用設備なのであります。

高規格道路とはいっても人のつくったものであり、また、想定外という中で、一つの橋が倒壊しても高速道路は使い物にはなりません。海上輸送も、あるいは岸壁の崩壊や津波崩壊によって使用不可能となる可能性がないとも限りません。そうすると最後は、伊勢から尾鷲まで15分で飛んでくるというヘリコプターによる空輸に頼らざるを得ないのかもしれない。

2月13日、私たち市議は、須賀利地区において市政報告会を行いました。その席においても住民の方から、須賀利は、相賀からの道路は当然寸断されるだろうから、救援物資はヘリコプターで落としてもらわなならんやろうなど言っておられました。瞬時を争うこのような大規模災害においては、移動性のある航空機が一番の活躍時で、東日本大震災のときも、発災37分後に国交省の指令を受けたヘリコプターが飛び立ち、順次送られてくるライブ映像情報が想像を絶する巨大津波の実態を捉え、この情報が、真っ先にすべきは救命・救援ルートの確保だという判断をさせたと伝えられています。

以上のような、発災時及び復興復旧物資の搬入、搬出の陸海空の3ルートを考えてとき、あの場所で本当に道の駅の防災機能が発揮できるのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 防災機能につきましては、平成19年度に三重県が外部からの

災害支援や物資等の受け入れや救援活動の拠点として、光ヶ丘の元工業高校に広域防災拠点として紀北拠点が整備されております。この県の防災拠点は、陸路が寸断された場合でも機能するよう専用のヘリポート及びヘリコプター駐機場が設置されており、主に空からの支援受け入れを主眼としております。

また、海からの支援についても、尾鷲港港湾計画に基づいた耐震岸壁の整備が完了するとともに、本市の防災訓練においても、常に海上からの支援受け入れを念頭にした訓練を進めております。

陸路といたしましては、比較的災害に強い高速道路を利用した支援が期待されているところであり、県の防災拠点は、航空機の離発着や駐機に常時広大なスペースが必要となっており、陸路からの支援受け入れには十分なスペースが確保できないことが想定されます。このため、高速道路沿線に整備する道の駅に、高速道路を活用した陸路での大容量の支援受け入れの拠点機能を付加することで、県の防災拠点のハブ的な機能を果たし、総合的な支援体制が確立できると考えております。

発災後の道路復旧により人的、物的に支援がスムーズに行われた例として、東日本大震災のくしの歯作戦は皆様御承知のことと存じますが、本地域においても、平成25年9月1日の南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携防災訓練では、道路啓開訓練や仮設橋組み立て訓練などが行われております。

本地域においても、くしの歯作戦と同様、災害等の復旧復興の大きなパイプとして熊野尾鷲道路や道の駅が活用されるものと考えております。

これらのことから、有事の際にはどれか一つではなく、被災状況に応じて陸路、空路、海路の全てを活用し、復旧復興のための人的、物的支援を受け入れたいと考えているところであります。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 以前にも言わせていただきましたけれども、南インターのところへ物を集めたとしても、救援物資を集めたとしても、結局はまたこの旧町内のほうへ持ってこんならんわけですよ。そういう意味においては、むしろ、この市役所のあたりとか、先ほどから言っているくろしお学園の拠点に、東紀州広域防災拠点のほうに施設をつくるとか、そういうふうにしたほうが、より効率的ではないかなというふうに思います。尾鷲市都市マスタープランの中にも、都市防災の方針ということで、整備方針、防災拠点、消防団施設及び避難ルートなどの充実ということで、尾鷲市防災センターを中心に、東紀州広域防災拠点ととも

に尾鷲総合病院及び尾鷲港を防災拠点として位置づけ、相互のネットワークの強化、アクセスの向上とともに、消防団施設や資機材の充実を図りますというふうに書かれていて、やはりこの時点においては、尾鷲市防災センターを中心にというふうなことを考えておられたのではないかなというふうに思います。

そういう意味においては、あの場所というのは、ハブというよりはむしろサブ的な場所であって、とてもあそこをハブ機能として充実させるということは不可能じゃないかなと、また、非常に効率が悪いんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 道路啓開に関しましていいますと、道の駅に防災機能を持たせたところで、紀北の交流、今の工業高校の跡でも、これは道路啓開というものはついて回るものであります。海からのいろんな救援があったにしても、道路啓開というのはついて回るものであります。これなしに災害普及はあり得ません。そういったときに、どこから大量の人的あるいは物的な支援を受けるといいますと、やはり命の道である高速道路がその役割を担うんじゃないかなというふうに思います。そこから道路啓開をやっていって、海との連携、あるいは空との連携、それをやっていくべきだと。一つ一つのことを言うんじゃないしに、やはり総合的に、海から、空から、陸から、そういったことを多様に考えていく必要があるのではないかなと思っております。そういったことを考えると、やはり大量に人的、物的支援を受け入れることができるのは、やはり道の駅になるのではないかなと、南インター付近の道の駅になるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 総合的に考えたら、海から来たものを、あの道の駅に蓄えるわけにいかんわけでしょう。それからまた、陸路もヘリコプターも離発着できないと。また、そこから分ける場合も、42号線を通ってくるか、高速道路を北インターまで通ってこちらへ来て人々に分けるか、どっちかになるわけでしょう。もしくろしお学園のところの東紀州拠点のあたりにつくるとか、北インターのあたりに土地を設けて、防災拠点と言わずとも、そういうふうな物資を備蓄するようなところをつくれれば、ある意味、市役所の職員もすぐ歩いてでも行けますし、消防署の人たちも行けますし、まして市民の人たちもトレットペーパー一つもらうにしても、ラーメン一つもらうにしても、歩いてもらいに行けるじゃないで

すか。あの道の駅をつくって、どんなふうにしてもらいに行くんですか。

大きな重機にしても、船から多分来ることになると思いますけれども、それをまた南インターの道の駅へ持って行くんですか。そういうようなことを考えたときには、むしろ人口の8割がいるわけですから、この旧町内に、そういう意味においては、確かに輪内のほうへ分けるということでしたらあそこでもまだいいでしょうけれども、8割の人口がいるこちらのほうに復興復旧物資を配るとか、そういうふうなことを考えたときは、やはり幾ら何でもあの道の駅ではいかんともしがたいと思うんですけれども、その辺、どうでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 海からにしても、空からにしても、必ずそれはそこだけで機能を果たすものではありませんので、そこからどのように被災されたところに応援をするのか、あるいは物資を運ぶのかということで、そのときには必ず道路啓開なりそういったものがつきまといまいます。それをどうするかということが一番肝要な話でありますので、それを実現するためには、よそから来ていただく、例えば自衛隊の方、あるいは国土交通省のTEC—FORCEの方、あるいは資機材、道路啓開をするためには資機材が必須でありますけれども、それをどこから運んでくるのか。空から運ぶわけにはいきませんので、やはり陸路から運ぶのが一番確実な方法じゃないかなと思っておりますので、そこでやはり南インター付近の道の駅が大きな役割を果たすのではないかな。そこから資機材等も使って、自衛隊の皆さんにも御協力願いながら道路啓開をしていく。港との連絡をとる。あるいは空からの資機材、あるいは空からの応援との連絡をとる。こういった総合的な連携が必要となってくると考えております。その中でも、やはり高速道路を使った受け入れが一番大きな力を発揮するのではないかなというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 防災を考えたとき、中心になる市長はどこにいるんですか、そのときは。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当然、災害対策本部にいるということになりますけれども、それは幾らでも連携の中でやれる話で、どこにいるかという話は、余り大きな意味をなさないんじゃないかなと思っております。情報収集をいかにするのか、あるいは情報提供をいかにするのか、そういった中で災害対策本部だけにいるわけに

はいきませんので、災害対策本部を中心として海との連携、あるいは空との連携を図っていく。それによっては、私のいる場所も変わっていかざるを得ないと思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） いろんな連絡とかそういうふうなことを考えたときには、やはり市長は多分市役所にいるか、危機管理室にいるかでしょうから、そういう意味においては、やはり目視できるようなところに、ある意味では、備蓄とかそういう拠点を置いたほうが、より機能的だと思いますけれどもね。

また、南インターから、また高速道路を通って北インター、42号線はもう壊れるやろうと市長も前に言っておられましたけれども、そういう意味においては、またこっちまで持ってこんならんわけで、どうしてもというのなら北インターのあたりに土地を設けてそこに備蓄したほうが、私ほうんといいと思います。

また、くろしお学園のところにある県の施設と市の施設というのは、どういふふうにリンクしていくんですか。県は県で防災する、市は市で、道の駅でやるんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは、相互の連携の中で、それぞれの役割を果たすということでもあります。

空からの応援の分は県との連携の中でやりますし、道の駅の分については国交省、自衛隊、さまざまな機関と連携をとる。もちろんそれは空からの分でも一緒ですけれども、それは別々にやるという場面も当然あるでしょうけれども、基本的にはいろんな連携の中で災害に対処していく。備蓄とかそれは大変重要な話でありますけれども、しかし、何はさておいても災害、例えば道路なんか壊れているのをいかに啓開して皆さんを支援していくのか、そういったことが大事でありますので、国、県の役割はそれぞれに合った形で連携をとりながら、国、県、市、住民の皆さんと力を合わせていくべきだと思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 時間もありませんので、次の質問にさせていただきます。

次に、道の駅の情報発信機能について検証します。

もともと、道の駅での情報発信というのは、道路管理者がドライバーに与える情報が主なもので、該当国道における渋滞情報、規制情報、気象情報、災害情報などの道路情報で、いち早く的確にドライバーに伝え対応をとってもらおうという

ものだったようです。今日のように、カーナビやスマホなどの便利な機器が普及していなかった一昔前のことですから当然のことだと思います。ですから情報伝達手段も、ある意味時代おくれの陳腐なものが今も設置されている道の駅もあるやにお聞きします。

さて、時代を経、道の駅が進化し、物販や観光案内にその機能が拡大する中で、当然、情報発信の内容にも変化があらわれたようです。

全国的な状況を考察してみますと、やはりパンフレットやガイド冊子などを置いての案内が一番手っ取り早く、ほとんどの道の駅に設置されていますが、大抵は雑然と置かれていることが多いようです。

次は、大型モニターテレビによる方法が多いようですが、実際にはじっくりと見ている人も少なく、放送中止中のものが多く見られるといます。

紙媒体による手書きやパソコンで作成したポスターの掲示による案内もありますが、人手、時間、担当者の意欲等に大きく左右され、なかなか新しいものに更新されず、時間のたったものが掲示されていることが多いといます。

また、パソコンなどの末端機器を設置した場合も、情報の更新が案外と厄介な上、個人使用のため効率が悪く、また、扱いの煩わしさから高齢者の利用者は少なく故障中のものも多いようです。

屋外にあっては、電光掲示板などの方法が考えられますが、今はほとんど使われていないといます。

私は、今回の質問に当たり、改めて近隣の道の駅を訪ね、その情報発信の方法について見て回りました。

既に市長も御存じかとは思いますが、紀伊長島のマンボウは、マンボウの東側に1棟独立した紀北町観光協会の事務所として設置され、観光サービスセンター、熊野古道まちなか案内所、熊野古道地域センターなどの機関も入室兼務しているようでした。ここは、常時2人以上の職員が常駐し、パンフレットやパソコン、また大型テレビによるDVD映像がPR用に繰り返し流されているとのことでした。これだけの施設設備で2人以上の案内人が常駐しておれば、かなり丁寧な案内、町なかへの誘客が可能ではないかと思いました。

お隣の海山については、道の駅の施設の中央あたりにコーナーが設けられ、案内カウンター、モニターテレビが5台、ガイドパンフレットなどが置かれています。かなりの広さで馬越峠のお客さんの休憩場所も兼ねているのですが、モニターテレビ5台のうち3台に調整中の張り紙があり、他の2台も国道42号線

の道路情報を無機的に流している状態でした。

飛鳥のきのくににおいても、状差し状のものにパンフレットが置かれている程度でした。

事ほどさように、道の駅での情報発信機能は、市長が国交省に要請した支援文にあるような情報発信機能の充実による地域内外の来訪者の交流の活発化というもくろみとはほど遠いのが現実ではないかと思われま。

その辺、市長は、尾鷲独自の創意工夫ある、人があつと驚くような情報発信方法でもお考えなのでしょうか。お答え願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それでは、情報発信機能につきましてお答えさせていただきます。

全国には、先ほど榎本議員が言われましたが、1,014駅が道の駅として登録され、それぞれ特徴を生かした情報発信が行われているようであります。

例えば、大型スクリーンとかデジタルサイネージなどの単一方向な情報とか、タッチスクリーンなどによる検索型の双方向受信発信、また、コンシェルジュのような対面型の情報発信方法が考えられます。先進地の事例も研究して、利用者に、より丁寧でわかりやすい情報提供について検討してまいります。

設置時点においては先進的なものであっても、時がたてば機器の老朽化や陳腐化などが考えられることから、設置すれば終わりということではなくて、その時々合った情報発信を行うほか、紙媒体から電子媒体まで、誰もが活用しやすくなる方法を考えてまいります。

情報発信は、防災機能とあわせて本市に設置される道の駅の機能の中で最重要であると考えておりますので、町なかへの誘引となるような情報提供方法を、道の駅だけでなく空港や大都市圏の駅、また、高速道路上のサービスエリアやパーキングエリアなどの先進事例をもとにつくり上げてまいります。

また、旅行などで本地域へお越しになる場合には、事前にインターネットなどで情報を検索されることが多いと思います。それらのニーズに対応するため、現在本市のホームページのリニューアルを行っており、観光、物産に特化したホームページの更新作業も本格運用に向け進めております。

ほかにも、集客、交流人口の増加と滞在時間の延長を目的に、スマートフォン対応の市内案内アプリにより観光や物産の情報提供を行い、来訪者の利便性を向上させるICT事業も進めております。

これらのように、道の駅の情報発信に限って考えていくのだけではなくて、高速道路の延伸に伴い観光圏域が広がることや、伊勢神宮式年遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年の効果を余すことなく活用して、また、食のプロジェクトにおける町なかとの有機的な連携など、より多くの方にお越しいただき楽しんでいただく情報発信をさらに進めてまいりたいと思っているところであります。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） そもそも道の駅における情報発信というのは、先ほども言いましたけれども、結局は道路情報程度のものであって、観光客で来た人たちが、道の駅に寄ってパンフレット1枚持って尾鷲のまちに行くというふうなことは、なかなか無理があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、市長は、創意工夫ある、そういう情報発信をしていきたいということですので、できた暁にはそのお手並みを見せていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、市長は、ことしの新聞社の新春インタビューで道の駅の質問に対して幾つか回答していますが、その中で、規模は全くの白紙、市は商工会議所がまとめた要望を受けることになる、国にフルインター化やサービスエリアの設置を要望している、5年後をめどにしたいなどと答え、何かしら全てが他人任せ、他力本願、曖昧模糊として、私の今任期中に何とかしたい、市が主体性を持って商工会議所にも協力してもらい、国交省を説き伏せて要望を実現し、何としてでも任期中に道の駅を完成させたいという熱意というか決意のほどが全く感じられません。

市民に対しても、機会あるごとに道の駅の必要性を説こうというふうな態度はありませんし、昨年1月17日から市内15カ所で実施した市政懇談会のまとめにも書かれている、道の駅に関しての正確な情報の提供不足が生じている、今後道の駅の事業展開を図る際には、積極的な情報提供と市民意見の的確な把握が必要であるというみずからの総括も、それを実施した形跡はありません。ですから、市民の方から、道の駅建設に反対の意見としてということで、市長は、たびたび市民は賛成していると言っていますが、自分勝手な判断をしているのではないのでしょうか。あんな場所にできても、車に乗れない市民はどのようにして利用するのか。町なかに住んでいる高齢者は利用するすべがない。もっと全体を見て、思い込みで賛成者多数として事を進めないで、住民投票などで市民全体の意見を聞いてくださいという声や、道の駅の予定地は場所が悪いように思います、10年先、20年先に維持していけるのか心配ですといった声が寄せられています。こ

の声は、市長も御存じのように、1月17日の自治会連合会との市政懇談会に先立っての要望事項書の中で、中村町の人を書いていました。

市長がつくろうとしている道の駅について、市民の皆さんは一体どのように考えているのか。市長は、私の周りには賛成する人が多いと言いき、私は、私の周りには反対する人が多いという。

私は、去る1月31日、先ほども申し述べましたけれども、須賀利に行って聞き取り調査をしてみました。家の中まで行ってしたわけじゃありませんので、道を歩いている人たちに聞いたんですけれども、10人でしたけれども、賛成2、反対4、わからない、関心がないという人が4人でした。少し泥縄でしたけれども、2月下旬、また3月1日、2日夕方、電話アンケートもやってみました。100人中賛成24、反対26、わからない、関心がないが50人でした。この数字をどのように考えるかは市長にお任せして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（高村泰徳議員） 答弁は。

（「答弁してください」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 道の駅の設置に関しましては、平成23年度に策定した尾鷲市道の駅設置検討計画では、尾鷲商工会議所などの民間団体の代表者の皆様や県などの関係行政機関から御参加をいただくとともに、昨年度には市内15カ所において市政懇談会を開催するなど、道の駅の設置に関してさまざまな御意見を頂戴し、一定程度の御理解は頂戴しているものと考えております。

しかし、本市の置かれる状況は刻一刻と変化しているところでありまして、国や県、また本市自体も新たな施策展開を図ろうとしていることから、その状況に合わせて、道の駅事業に関しましても、議会を初め市民の皆様にも御報告をさせていただきたい。そして、設置に向けての御理解を賜りたいと考えているところでもあります。

議長（高村泰徳議員） ここで休憩いたします。再開は午後1時20分からといたします。

〔休憩 午後 0時14分〕

〔再開 午後 1時20分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。昼食後で眠くなる時間でございますので、皆さんが眠くならないように極力テンポよくやりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

尾鷲スイミングクラブが昨年10月に営業を停止した関係で、ことしの2月から、熊野市紀和B&G海洋センター、大紀町大内山B&G海洋センターの温水プールに通う市民の方々に補助金が支給されることになりました。1回当たり大人300円、中学生以下200円、週3日以内までを補助するという内容であります。

今まで健康増進のために温水プールを活用していた方々が、急遽市外の温水プールに通うことになった負担を考えますと、補助金支給については一定の理解を示したいと思います。

確かに私も、12月議会の委員会の場において、潮南中学へ通う尾鷲中学への助成、市外の温水プールに行く方々への何らかの補助について考えるべきではないかとの発言をしております。

ただ、今回の予算措置は新規の補助事業であります。平成13年4月から始まった生涯スポーツ・スイム事業として、民間のプール施設を日曜日に無料開放してもらい、市民の方々に健康増進等のために自由に利用してもらおうという目的で、その民間のプール施設の管理先である特定非営利活動法人に支払われていた委託料が余ったからといって、その余った予算を流用し熊野市紀和B&G海洋センター、大紀町大内山B&G海洋センターに通う市民の方々に補助するというやり方が私には理解しかねます。

この委託料は、当初年間120万円でありましたが、岩田市長が就任後の平成22年4月より年間60万円増額され年間180万円となっており、今年度の場合、10月の第2日曜日までの分約97万円が委託料として管理先の特定非営利活動法人に支払われ、差し引き約83万円が余ったという状況であります。

確かに、今まで日曜日に健康増進等のためプールを利用していた方々が紀和町や大内山に行かざるを得なくなり、それについて補助をすることについては私は理解できます。

ただ、一方は委託料で一方は補助金であり、性格の異なる事業であります。そして、この補助事業は新規の事業であります。それにもかかわらず、委託料としての予算を勝手に流用し、議会審議もせず新規の補助金を特定の人に支給すると

いうやり方は余りにも乱暴であると思われます。

そこで、市長にまずお尋ねします。今回の予算流用は予算の使い方について何でもありだなという印象がありますが、市長の率直なお考えを聞かせてください。

また、市長の予算運用の認識について、もう一点お尋ねいたします。

今回の3月補正予算に温水プール整備調査費250万円が計上され、同時にこの予算は新年度への繰り越しを示す繰越明許費250万円として計上されております。金額的にかなり高額であるとは思いますが、財源は、国や県からの補助は一切なく、全て一般財源であります。この予算は、3月議会の補正予算に計上しないと補助金をもらえないというような性格の予算ではありません。

3月議会終了後、ほぼ10日程度で新年度の4月になります。温水プール整備事業というのは今後の大きな課題であり、実際市長自身、温水プールの建設については中長期的な問題であるところまでも繰り返し説明してきております。そんな中、突如出てきた温水プール整備調査費ではありますが、仮に計上するのであれば、私は新年度予算であるべきだと思いますが、なぜ3月補正予算なのか、幾ら考えても私にはさっぱりわかりません。理解できません。

そこで、市長にお尋ねします。今回の3月補正予算に温水プール整備調査費250万円が計上され、同時に新年度への繰り越しを示す繰越明許費が250万円計上された率直な理由を教えてください。

次に、市長の市政運営における考え方についてお尋ねいたします。問題山積でお聞きしたいことは多々ございますが、その中で合併浄化槽市町村設置型PFI事業についてお尋ねいたします。

浄化槽とは、公共下水道が整備されていない地域で設置される汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設であります。尾鷲市では公共下水道の整備がなされておりませんので、浄化槽の整備をする必要があります。

浄化槽には、皆さん御存じかもしれませんが、単独浄化槽と合併浄化槽があり、単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、合併浄化槽はトイレの汚水だけでなく、台所、風呂などの生活排水も一緒に処理する浄化槽であります。

浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から、新たに浄化槽を設置する場合には原則として合併浄化槽の設置が義務づけられております。よって現在、尾鷲市においても新築の場合は原則として合併浄化槽を設置しなければなりません。

この浄化槽の設置の仕方には、個人設置型と市町村設置型というものがあり、現在の尾鷲市は個人設置型であります。

市町村設置型には、直営で行うやり方とPFIで行うやり方があります。このPFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略であり、民間のノウハウ等を活用し公共サービスの提供を図ろうとする考え方を取り入れた事業手法であります。

ちなみに平成26年1月1日現在の全国の市町村の数は、東京23区を含めると1,742あります。そのうち合併浄化槽市町村設置型でこのPFIの手法を利用している自治体は現在13の市町だけであり、東海4県を見ても、三重県の一番南に位置する人口約1万1,800人の紀宝町だけであります。

紀宝町は、6年前の平成20年の4月からこのPFIの手法を利用しておりますが、そのほかの自治体がそれに追随するような動きはほとんどなく、そのほかの自治体に広がっていないという状況を客観的に見ましても、いかにPFIの手法にはたくさん問題点や課題があるということが見てとれます。

しかし、岩田市長は何かに取りつかれたようにこのPFIの推進に突き進んでおり、1月27日に臨時議会が開催されましたが、このPFI事業に関する3議案が一人の賛成者もなく全会一致で否決ということになりました。

そんな中、2月7日に尾鷲市のホームページにおいて、このPFIについて二つの企業グループの提案書を審査し優先交渉権者を決定したということが突然公表されました。

特別目的会社、すなわちSPCですが、その協力会社の名前までも公表され、今後合併浄化槽整備については、これまでの個人設置型から市町村設置型のPFI事業に移行することがあたかも決定したかのような印象を市民の方々に与え、道の駅の建設と同様、このPFIを絶対に実施するんだという岩田市長のそれなりの意欲を感じました。

ただ、条例が議会で承認されないと優先交渉権者と交渉できないから条例を制定したいということで急遽開催された1月の臨時議会だったはずであります。

その臨時議会の中でさまざまな意見が出ましたが、現在の尾鷲市においては、合併浄化槽整備についての市町村設置型のPFI事業は市民のためにならないし拙速であるということで、関連議案も含め3議案全て全会一致で否決されたと私なりに理解しております。

それにもかかわらず、2月7日に掲載された尾鷲市のホームページの意味が私にはさっぱり理解できません。市長は常軌を逸していると私は思いますが、なぜそのような行動に出たのか、また、今後の進め方について市長のお考えを聞かせ

てください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、補助金支給のための予算流用についてであります。

市民の健康の維持増進、競技スポーツの向上に大きな役割を果たし、また、生涯スポーツ・スイム委託事業に協力をいただいていた民間プールが平成25年10月に閉鎖されたことにより、市民プール建設を求める要望書が平成25年11月25日現在8,366名の署名により提出され、議会におかれましても平成25年12月20日に陳情書の採択も行われたところであります。

これまで市内民間プールを利用していた市民におかれましては、平成25年11月より他市町の公営プールを利用して健康維持に努められているという状況から、また、本市も生涯スポーツ・スイム事業の継続を図っていくことを目的に、委託料の残額を活用してこの方々に対する支援を少しでも早く何かできないかと検討を重ねた結果、新規に他市町公営プール利用補助金を平成26年2月1日より創設しました。

議会審議もしなかったとのことでありますが、生活文教常任委員会への報告が事後となってしまったことは申しわけなく思っております。また、その後、総務産業常任委員会にも担当課より説明をさせていただいております。

今回の流用につきましては、市民からの数々の要望の一つに早く応えるために、執行科目の範囲内でその財源を委託料より補助金に流用したものでありますので御理解をお願いします。

次に、温水プール整備調査費の補正予算計上につきまして、補正ではなく当初予算に計上すべきではないのかという御質問であります。先ほども申し上げましたように、温水プール建設を求める要望書が多く市民の皆様から提出され、議会におかれましても陳情書の採択が行われたところであります。

全国大会優勝の快挙をなし遂げた中学生の練習環境の整備、また、多くの市民の要望に一刻も早く対応し温水プールを整備するには、尾鷲中学校のプールの温水化整備、または閉鎖された民間プールを活用することができないかと考えております。

御指摘のように、この案件は当初予算に計上し議員の皆様にご審議していただくことが最良と考えましたが、いずれかの整備が可能なら一刻も早く対応したいと思ひ、それには新年度の6月補正予算に実施設計費を計上できればと考えてお

ります。そのためには5月初旬までに方針を決定する必要があり、当初予算計上では調査期間が短く難しいとの判断から補正予算に計上し、繰越明許とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、市のホームページに優先交渉権者を掲載したことについてであります。

平成26年1月27日の臨時議会において、尾鷲市浄化槽整備事業に関する条例案、尾鷲市浄化槽整備事業特別会計条例案、尾鷲市浄化槽整備事業特別会計予算案の提出させていただいた3議案については、いずれも否決という結果になりました。

その理由といたしましては、市民の皆様への周知が不十分であることや地元関連事業者の理解が得られていないなどの指摘がありました。また、住民説明会では、具体的なサービス内容や負担しなければならない金額等を提示しなければ判断できないなどの意見をいただきました。

優先交渉権者の公表についてであります。平成25年7月1日に行った実施方針の公表以降、特定事業の正式決定、募集要項等の公表、プロポーザルの実施、その結果を受けた平成26年2月7日の優先交渉権者の公表、これらの行為につきましては、平成23年12月議会において予算を認めていただいたPFI導入アドバイザー業務による事業スケジュールの一連の流れであります。

なお、PFI事業の契約につきましては、議会の議決を得なければ契約できないこととなっておりますので、その際には契約案を全て明らかにして御審議いただくこととなります。

そのため、議会から御指摘のあった内容を真摯に受けとめて、改めて開催する説明会において市民の皆様判断のもととなるPFI事業の具体的なサービス内容や住民負担などを明らかにするため優先交渉権者をホームページに公表させていただきます。

また、今後の事業の進め方としましては、優先交渉権者であるヴェオリア・ウォーター・ジャパングループの価格面やサービス面などの提案内容を議会にお示しするとともに、さきの臨時会の生活文教常任委員長報告の市民の理解を十分に得られていないという御指摘を踏まえ、住民説明会において、判断しにくいとされた浄化槽設置時の個人負担や年間使用料、くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽に変更した際の工事費、その他のサービス、民間ならではの提案など具体的な説明をさせていただく機会を改めて設け、十分に周知してまいりたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） それでは、まず最初に予算運用の認識のところの温水プール利用者への他市町の補助金支給のところの予算流用についてお尋ねしますけれども、これの補助対象者はどんな方なんですか。

議長（高村泰徳議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 市民が対象となっております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 市民のどんな方が対象なんですか。

議長（高村泰徳議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 市民の方全てが対象でございます。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） ちょっと、おちよくったようなお答えをしないでほしい。市民の方ということなんですけど、プール利用者の方ということを僕は答えるのかなと思ったんですけど、まあいいです。

ただ、これ、もともとの委託料というのは、日曜日の無料開放ということでございますので週1回なんですけれども、これが3日以内、よそへ、市町のプールを利用する方に3日以内まで補助するというその根拠は何ですか。

議長（高村泰徳議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 当初、日曜日の無料開放を考えておりました。

それを全額負担するとなりますと、他市町等の影響も当然出てくると思われましたので、3日以内で半額補助とさせていただきました。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 僕、浄化槽のほうに力を入れて質問したいので早く終わりたいんですけど、私が聞いているのは、週1日じゃないですか、委託しているというのは。市民の方々に対する健康増進のために。それをなぜ3日以内、3日も補助するのかということですよ。

私、基本的にはこれ、補助することは反対しませんよ。反対しませんけど、何か腹におさまらないんですよ、やっぱり。週1日の分が、なぜよそへ行ったら週3日は認められるのかということを、僕、聞いているんですよ。ですから、会員の方を対象にしているんじゃないかなと僕は、そういうふうに市民の方で言われる方がいらっしゃるんですが、市長、そうではないんですか、市長。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市民の方、利用される方で全てが対象に。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） それだったら、やっぱりこれ、今回流用しているわけですから、同じような性格のものにとっているわけでしょう、市としては。だったらやっぱり週1日ですよ、とりあえずは。

3日でも、それはそれなりに、そのプールを利用している人にとってはええかもしれんけれども、いろんな補助金があるわけじゃないですか。その中でも実際に、伊藤市長のときにも一律補助金5%から10%カットして、いろんな補助団体から不平不満をもらうたことがありましたよ。それを考えたらやっぱり補助金の支給ということはきちっと勘案してやってほしいなという気がするんですよ。

同じような性質のものというふうにとってやられたわけですから、今回のこの予算流用、やっぱりこの3日以内というのはおかしいですよ。僕はおかしいなという気がしてならない。

そんなことを議論しておってもしょうがないので市長にお聞きしますけど、これは、第9款第6項保健体育費、1目の保健体育総務費、13節の生涯スポーツ・スイム事業委託料ですよ。これ、新年度予算を見ますと、今年度の予算にはないから新年度予算を見ますと、同じ保健体育費の19節、これ、補助金のところですよ、のところに他市町公営プール利用補助金91万2,000円が計上されています。ということは、全く違う性質じゃないですか、委託料と補助金と。全くの新規事業じゃないですか、市長、どうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） スイム事業の中で市民の健康を守るという目的、そういう目的は委託料であっても補助金であっても一緒でありますので、補正予算につきましては流用という形で対応をさせていただいたということでもあります。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） やっぱり僕は流用というのはやり過ぎやと思うんですよ。といいますのは、やっぱり尾鷲市予算の編成及び執行に関する規則の中で、第15条、歳出予算の流用は、必要最小限度を超えてはならないということが書かれています。

市長は、さっき執行権の範囲やと言うたけれども、負担金とか補助とか交付金というのは確かに市長が特に認めた場合は構わんと書いてあるけれども、でも今回の場合、そんなにあれじゃないですか、急遽、例えば災害の場合の緊急を要す

る場合とか、そんな場合じゃないじゃないですか。

それともう一個言いたいのは、本当に新規ですよ。ほかに例えば90万の予算を組んでおって、100万要りましたと、あと10万足りないからほかの節のところから持ってきましたとか、そういうことはわかりますよ。でも全然ない、何も、ゼロ円じゃないですか、何もないところへ流用なんてむちゃくちゃですよ。

こんなことをやっていたら、本当、議会も通さずどんどん市長の好きなように補助金をばらまけますよ。やっぱりこれ、そういうふうには思いませんか、市長、やり過ぎじゃないですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 言われるように、執行科目ということで別に法的に制限はかかっておりませんが、そういうことじゃなしに、やはり市民の皆さんの健康を守るという目的を達成するためにどうしたらいいのかという中で流用ということに至った、それとあわせてやはりたくさんの方が要望され、しかも現実には他市町に健康の保持のためにプールに出かけているという実情を見させていただいて、こういうようなことにさせていただいたことを御理解願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 言うまでもないですけども、来月から消費税が上がります。住民税も、この前南議員が質疑していましたけれども、均等割が4,000円から6,000円に上がりますよね、森林税の関係と復興税の関係で。そういう中で電気料金も上がると、認可はまだおりていないという話がこの前ニュースでやっていましたけれども、電気料金なんかも上がってくると。

それで、その一方で年金生活の方は年金支給がどんどん減ってくるという状況の中で、市民負担はどんどんふえておるわけですよ。ですから、補助金をもしやるんやったら、補助金が欲しいなという人はいっぱいいると思うんですよ。

実際、本当に体の不自由な人でも、タクシーを使いたいけれどもお金がかかるで足を引きずりながら歩いておる人とか、たくさんいるじゃないですか。それでもう外出もできないで閉じこもっておる人なんかもいっぱいいる。困っておる人はいっぱいおるわけですよ。

ですから、こんなのやったら僕、市にそういう余裕があるんだったら、どんどんそういう人たちのためにお金を使ってほしいですよ、僕は。ですから、市長が言うのは、健康増進のために補助は必要なんだと、それはわかりますよ。僕もわかる。わかるけれども、やっぱり市民に対する説明ということを考えたら、説明

責任を考えたら、やっぱり3月の補正予算で83万円の委託料を減額して、そして新たに計上すると。それは別にさかのぼって2月分からの支給でこれだけですよとって計上もできるじゃないですか。だから本来、僕は3月補正で上げるべきであると。

だから、本当にこの辺は、僕はやり過ぎであるということだけは申し上げたい。補助金の支給に対して僕は反対しませんよ。反対しませんけれども、ちょっとこれはいかなものかと僕は思います。

時間がないので次へ行きますけれども、同じくプールの温水プール整備調査費250万ですけれども、ちょっとでも早くと言いますけれども、10日ぐらいじゃないですか、この3月の議会が終わって。ですから、僕はやっぱり、市長、これ、正直なところあれじゃないですか、当初予算に間に合わなかったとか、急遽何か話が出てきて補正に計上したと、そういうことが本音じゃないんですか。どうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） プールが、天井が落下してから、我々、何回、現地にも出かけて、それから中学校にも出かけてやっているわけです。それを、忘れたとか、そんな話じゃないです。たとえ3月補正を過ぎてから10日しかなくっても、この10日が本当に貴重な10日でありますので、そういった意味で我々は何とか6月の補正で実施設計を上げられないかという思いの中で、当初に上げるべきだという議論もありましたけれども、ちょっとでも中学生の練習環境を整えたいという思いの中で補正に上げたということを御理解願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） でも、これ、プールの屋根が落下したのは10月なんですよ。市長はこれまでも尾鷲中、この前、自治連合会の懇談会でしたか、そのときにもプールは中長期的な問題だと。とりあえず尾鷲中学を直すことを考えておるといことを言われていましたけれども、そういう中で、2月17日だったかな、生活文教常任委員会の中で突然この調査という話が出てきて、尾鷲中は一般の方が使えないから今の矢浜にある民間のプールも調査したいということを言い出したわけなんですけれども、副市長が説明していましたが、あれを聞いていて、僕、思ったんですけれども、やっぱりどうしてもあれですか、尾鷲中とは言いながら、どうしても民間の今のプールを建てかえしたいというようなニュアンスに僕は聞こえたんですけれども、そういうことですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 民間のプールと尾鷲中のプールを比較して、例えば安価にできるとか、安全も保てるとか、そういったことであれば民間の利用も考えたいということでもありますので、決して、民間のプールを直すとかそういうことは言っておりません。それを一つの判断材料にさせていただく。それから、プールについては中長期的に、これは我々も受けておりますけれども、議会も署名を受けておりますので、我々も考えますけれども、奥田議員もぜひ考えていただきたいと思うんですが、中長期的に考えると言ったのは、市民プールとしてのあり方を中長期的に考えるということでもあります。学校の練習環境をまず何とかしたいという思いなんです。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 私は、これ、陳情も出ていますから、これは早くというのはわかりますよ。ただ、今回の3月の補正で、3月の補正って、市長もこの前の所信のときに言われていましたけれども、補助金とか交付税の調整、最終的に金額は幾らになるかということの補正だということが言われていましたよね。そんな中で、例えばこれ、補助金が3月末までに、3月末までに予算計上しないと補助金がもらえないというならわかりますよ。でも、3月の補正で上げてすぐ繰り越してでしょう。こんな予算、僕は初めて見ました。初めて見たから僕は聞いているんですよ。こんなのだったら、二、三聞きますけど、民間の施設の調査というのはできるんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その辺は弁護士にも相談して、調査はできるというふうに確認しております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） それだったら、健康増進のために、尾鷲市に空手道場とかがあります。今ボウリング場はないけれども、ボウリング場も以前ありました。それからトレーニングジムなんかもあります。そういうところが、例えば耐震とかいろんな建てかえのために調査をやっていくと言ったらやるんですか、市長。どうですか。理屈かもしれんけど。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは、ケース・バイ・ケースだと思います。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

1 1 番（奥田尚佳議員） やっぱり乱暴ですね、市長。よくあれしなと思うんですけども、この辺はまた委員会で審議しますわ。

ただ、もう一個だけ市長に聞きます。市長にお聞きしますよ。あそこのスイミングクラブのあるところ、海に近いですよ、あそこ。海拔何メートルか知っていますか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） たしか海拔4メートルぐらいじゃないかなと思います。

議長（高村泰徳議員） 1 1 番、奥田尚佳議員。

1 1 番（奥田尚佳議員） いや、3.5メートルです。ですので、かなり市長、その辺の認識も甘いですよ。3.5メートルしかない。だから、本当にそういう浸水地域で民間の建てかえを考えるなんて、僕はとんでもないと思うんですよ。やっぱり、市長がずっと言われておったように、尾鷲中の改装を考えるか、それともそれより別の高台へきちっとしたものをつくってあげる、こういうことが僕は大事じゃないかなという気がしてならないです。

余り時間がないのでこの辺にしておきますけれども、本当に市長、予算の流用といい、今回の予算のつけ方、僕は全く理解できない。本当にこれは思いつきなのかどうかわかりません。拡大解釈し過ぎだと思しますので、やめてほしいなという気がしてならないんですが、このぐらいにしておきます。

次に、浄化槽の問題をお聞きします。

確認したいんですけども、不思議なのは、市長は今年度の4月から県からの補助金がなくなると、なくなるからPFIをやらないといけないというような説明を僕は委員会でも何回か受けたと思います。これ、補助、既に合併浄化槽の人、それから、これから新築する人、それから、単独浄化槽から合併浄化槽へかえる人、それから、くみ取りから合併浄化槽にかえる人、この4パターンがあると思うんですけど、下の二つの単独、それからくみ取りからの転換、この場合も4月からの補助金というのとはなくなりますか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 午前中、村田議員も言われたように、転換の場合は残っているというふうに思います。

議長（高村泰徳議員） 1 1 番、奥田尚佳議員。

1 1 番（奥田尚佳議員） 思いますじゃなくて、残っていますよ。

ですから、僕がわからないのは、転換の補助金はなくなります、市民の方へそ

ういう説明をしていますよね。でも、実際には新築の場合、熊野市、紀北町、それから御浜町、25万円、これまで、この3月までしています。それが16万8,000円になると。尾鷲市の場合はちょっと多くて33万2,000円していて、それが個人設置型だと16万8,000にちょっと減るわけなんですけれども、思いますじゃなくて、転換の場合というのが変わらないんですよ。変わらないんですよ。33万2,000円、ちゃんと出るんですよ。その説明を、なぜきちんとしないんですか、市長。これまでの話。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何も、26年の4月から個人設置型の県の補助がなくなるだけで市町村設置型に移行しようとしているわけじゃないんです。今までの取り組みの中で、整備率がなかなか上がらない、そういったものを克服するにはどうしたらいいのかということ、そういう判断の中、それからもう一つは、浄化槽を設置しても点検がなかなか行き届かないという実情を何とかクリアしなければならないといったものを克服するためにはどうしたらいいのかということで、市町村設置型をやしましょう。市町村設置型でやるについては、直営でやるのか、それともPFI方式の民間の力をかりるのが、どっちがいいのかというような議論をしながらここに進んできたということでもあります。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、的確に僕が聞いたことに答えてもらえませんか。

午前中、村田議員もアンケートのことを言われていましたけれども、後でちょっと時間があつたらアンケートの話もしようと思いますけど、きちっとした説明を全然していないんですよ、市民の方々に。市民の方が、わからん、わからんと言っている意味がわかりますよ。説明していないんだもん。だから、市民の方がわかっていないのに、説明した、説明したと言っていますけど、でも、説明していないんですよ、市長。こういうことだって、みんな、県の補助は全部なくなるんやりと、PFIにせなあかんのやりと思っておる人もおる。そうじゃないんですよ。その辺のことをきちっと僕は説明してほしい。

今の回答なんか全然、ちょっとはぐらかしているけれども、じゃ、今の転換の話をお聞きしますが、紀宝町なんかだとくみ取り式からの転換の場合は63万8,000円、最低でもかかると。それから単独浄化槽からの転換、合併浄化槽への転換、32万3,000円、最低ですよ、単独浄化槽の撤去費がかかるということなんですけれども、というのは流入と放流の施設は個人負担でございます

から、じゃ、今、尾鷲市、これ、転換の費用というのはどのぐらい見ておるんですか。個人負担をどのぐらい見ていますか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 個人負担ですか。補助金じゃないですか。

（「個人負担」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） 先ほど、午前中も村田議員が言われたように、それは業者さんによって変わっておりますけれども、うちは標準的なものを見ております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、幾ら。紀宝町なんかはPFIをやっている、きちっと料金表を出しているわけですよ、幾らぐらいかかりますよと。当然PFIをやられるということは、こういうを出さないかんわけでしょう。これも事前に説明せないかんですよ、市長。市民の方々に幾らかかるかと。なあなあな答弁は困りますね。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それをやらせていただくために、優先交渉権者も発表させていただいて、公募型プロポーザルで提案もいただいて、その提案をもとに市民の皆さんに説明をさせていただくということです。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、そういう具体的な数字が全然わからないんですよ、市民負担がどう。

この前、やっと臨時会の際に分担金と使用料の話が出てきましたけれども、全然その数字の話が出てきていないんですよ。ですから、それを議会で認めよということ自体、僕は無理がありますよ、市長。だから、僕はこれはこの前否決されて、岩田市長にとってもよかったと思いますよ、これ。このまま進めたら、後でえらい市民の方の不満がどっと出ますよ、ほんまに。だから、僕はよかったなと思うんですけど。こんな議論をするのはあれなんですけど。

S P Cのことをちょっとあれなんですけど、僕はS P Cというのは、イメージとして、10年ぐらい前にちょっとはやりましたけれども、不動産会社とかが投資家から資金を募って、そこで事業をして、そこから生まれる利益を分配していくという、配当とかを出していくと、そういうものかなというイメージであるんですけど、このS P Cというのは、僕、二つ問題があると思うんですよ。

一つは、S P Cというのは1個でしょう。S P Cが幾つもあって競争するとい

うならわかりますよ。でも1個しかない。この独占性ね。だから随意契約より僕は悪いと思うんですわ、この独占性というのは。

それからもう一つ、さっき言ったように、民間から資金を集めるというのが本来なんだけれども、このPFIのSPCというのは、県や国からの補助、それから市の、さっき村田議員も言われておったように、借金して、市は下水道債を出してやるんですわね。だから、そういう補助金だらけの中でSPCはやっていくわけですよ。そこに僕は独占性もあって非常に問題があるんじゃないかなという気がしてならないんです。

それで、財政的なこと、先ほど村田議員も言われていましたけれども、間接費、それから維持管理費、それから料金徴収費用、1基当たり年1,000円かかったりとか、そういうのとか、それから、さっきも言った起債、この起債が、導入調査の中では2.5%ではじいてはいますが、これが利息も物すごくかかる。だって、これ、4,000万ずつ借り入れていくわけでしょう。5年据え置きの30年返済ですよ。ですので、どんどん借金がたまっていく。さっき村田議員が言われたように、実質27.5%ですよ、市の負担は。だから、10年間で4億借金したとしても、実質的には市の負担は1億1,000万です。でも、4億借金したら、2.5%やったら、利息だけでも1,000万ですよ。大きいですよ、これ。

それと財政的な問題、具体的に言いますけれども、この導入調査を見ますと900基、1年90基、10年で900基やるというんですね。それで、市町村設置型の直営でやると8億9,000万の赤字、市町村設置型のPFIでやると4億9,000万の赤字だと。だから市は4億安くつくんですよという説明をされていますよね。でも実際には、今までの個人設置型でやったら1億3,000万の赤字で済むんですよ。だから、3億6,000万ぐらいPFIよりも安くつく、今のままのほうが。市の負担、財政を考えたら。だから、さっき村田議員が言われたとおりですよ。3分の1ぐらい。

それと、これを10年で区切ってみても、市町村設置型の直営、1億5,800万の赤字、市町村設置型のPFIが9,300万の赤字。市としては、直営でやるよりPFIでやるほうが6,500万ぐらい安いんやと言うかもしれません。でも、今までの個人設置型でやったら3,600万の赤字なんですよ。これも本当にPFIよりかなり安い。5,700万ぐらい安いのかな、10年で区切っても。

だから、財政的に見ても、僕は非常に今のままでええと思うんですわ。今のままでいいですよ。

今、この尾鷲市の財政が非常に逼迫している状況の中で、借金までして、借金はどんどんふえますよ、これ。ふえて、財政的にも物すごい赤字の中でやる必要があるのかという気がしますし、さっき言ったSPC、これも僕はさっき問題があると言いましたけれども、例えば修繕、これ、うがった見方かもしれないけれども、例えば5年、10年後先に修繕をやる必要のある浄化槽があったとします。でも、それを今お客さんに言うて、今すぐやったほうがいいですよとってどんどんやらせる可能性だってなきにしもあらず。やるとは言っていませんよ、やる可能性だって僕はあるんじゃないかと。そういう意味では随意契約よりもひどい。ひどいと言ったらあれですけども、独占性がありますから、やらんでもいい修繕だってやることだってあるかもしれない。かもしれないですよ。そうなってくると、どんどんまた市の補助がふえていく、市の財政を圧迫していく、そういう可能性もあります。ですから、僕、財政を考えた場合にも、僕は今まで、僕はちょっとだまされてきたなと思うんですけども、市町村設置型の直営とPFIを比較して安くつくんやとかいろいろ言うけれども、実際には今の個人設置型のほうが財政的にも尾鷲市にとっては安く済むんですよ。この辺いかがですか、市長。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、1社だけという話ですが、これは、公募型のプロポーザルで応募していただいた、その中の提案をいただいて、その提案を選択するという事で結果1社になりますけれども、公募型で何社かの応募を受け付けたということでもあります。

それから、個人設置型の話は、確かに財政的には今のほうがいいかもわかりません。しかし、午前中も言わせていただいたように、何とか公共用水域を守っていくという中では、現在の整備率でいいのかどうかという議論の中で、それで市町村設置型にして、管理についても今の12%ぐらいの法定点検を受けているんじゃないしに、やっぱり市町村設置型であればきちんとした浄化槽の管理をしていくという中で公共用水域を守っていくという中で、こういう選択をしたということでもあります。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 余り時間がないので、的確に答えてほしいんです。余計なことはいいです、市長、もう。余計なこと、言われることはわかっていますから。

僕が聞いたことだけ答えてくださいよ。

(「聞いたことに答えています」と呼ぶ者あり)

1 1 番 (奥田尚佳議員) 財政のことは答えていないじゃないですか、全然。それで逃げるのはやめてほしいなと思うんですけれども。

それで、生活排水処理率が尾鷲市は低いという話、さっきも村田議員のほうからありましたけれども、生活排水処理率、22年度が22.2%ぐらいですか。24年度末が24.7。今年度末は、この4月から消費税が上がるということで駆け込み需要があるということで、結構浄化槽、新築もふえたので、僕の計算でいくと26%ぐらいになっておるんじゃないかなという気はするんですけれども、そういうことで、今低い低いと言っているけれども、尾鷲市というのは世帯数も人口もどんどん減っているんですよ。減っています。ですから、第6次尾鷲市総合計画なんかを見ても、この10年で5,000人ぐらい減るんですか。ですから、人口はどんどん減っていきますので、それで新築のほうは、もう合併浄化槽をしないとイケないということで、どんどん合併浄化槽はふえてくるので、僕はこの10年を見ても、五十幾つ、五十台には乗ると思うけれども、10年後を見たら35%ぐらいまでいくんじゃないかなという気はしておるんですけれども。

それで、市長が言われる、海をきれいにするためにPFIを導入しないとイケないということで、年間90基やるんだと、さっき言った10年間で900基ですよね、ということなんですけれども、この大義名分は僕はすばらしいと思うんですよ、すばらしい。でも、ここにも僕は、うそと言うわけじゃないけれども、市民に対して、ちょっと僕は詭弁というか、そんな気がするんですよ。というのは、導入調査を見ますと、この10年間でPFIを導入したら520ぐらいですね、年間52基の転換、さっきの単独からくみ取りからの転換があるということをおっしゃっています。でも、個人設置型だと10年間で161、年間16ですか、ということがございます。それで、新築は380ぐらいかな、だから年間38。僕は人口も減ってくるし、もしかしたらそれより少ないかもしれないですけども、38、妥当な線かなと見ています。ただ、僕は紀宝町に行って聞いたんですけども、紀宝町でも目標を掲げて60%しかできていないんですよ。目標達成できていない。ですから私は、幾らPFIを導入しても、僕はそんな極端に、新築は変わりませんからね、新築の数ってどっちでやったら変わらなから、市町村設置型でやろうが個人設置型でやろうが。差が出るのは、単独、くみ取りからの転換ですよ。それが急激に年間52もPFIを導入したらできるんですよ。

というのは、僕はそれは詭弁やと思うんですよ。

ですから、僕が思うのは、それと、さっき言った設置費用、新築の場合、単独、それからくみ取りの転換した場合、新築の場合も同じですけども、今、使用料、月4,600円と言われているじゃないですか。年間5万5,200円ですわ。だから、実質的には今払っているよりもふえますよね。だから、そういうことも考えて、僕は、さっき言った単独、それからくみ取りの件、転換、やっぱり今、補助金33万2,000円出ますから、個人設置型。PFIにするよりも、こっちのほうが僕は安いような気がする。明らかに安いですよ。村田議員ははっきり安いと言われていましたけれども、僕もやっぱり安いと思います。

ですから、そういう意味では、PFIにしたからといって、単独、くみ取りのほうの転換がどんどん進むということは僕はあり得ないと思うんですよ。ですから、個人設置型でやろうと、PFIでやろうと、そんなに僕は数としては変わらないと思うんです。変わらない。だからちょうどいいんですよ、新築が38でしょう、単独、くみ取りからの転換が16で見ると、38と16を足すと54でしょう。だから90基目標の6割っていったら54、ちょうどいいじゃないですか。90掛ける60%、54でしょう、ぴったりなんですよ。だからやっぱりそのぐらいやと僕は思うんですわ。そのぐらいやと思います。ですから、PFIにしないと尾鷲市の海は汚れるんですよというのは、僕は市民をばかにした詭弁だと思うんですけど、市長、その辺いかがですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただいたように、浄化槽の設置はもちろん大事な話でありますけれども、その後の維持管理についてもきちんとやらないと、せっかく浄化槽を入れた効果がない。そういった中で我々尾鷲市としてどうしていくのか、じゃ、きちんと管理ができる市町村設置型を選ぼうじゃないかという中で、皆さんにいろいろお話をさせていただいて、7月1日に実施方針を出して、それで公募型のプロポーザルということで業者を募集しているところであります。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、日本語はわかりますか。僕の日本語がわからないんですかね。

（「余りわかりません」と呼ぶ者あり）

11番（奥田尚佳議員） わかりません。僕が聞いていることと全然違うことを答えてばかりおられますけれども。

逆に、詭弁かもしれませんが、この導入調査の中に出ていた数値でいうと、輪内とか須賀利というのは極端に合併浄化槽が少ないですよ、整備されているのが。例えば、三木浦でも20基、それから九鬼が13、古江が13基、13で同じ。それから、梶賀が7基、須賀利が2基、早田に至っては1基しかないんですね。そうすると、僕は思ったんですけど、輪内・須賀利地区というのは合併浄化槽の整備率が物すごい低いんですよ。ということは、市長の論理からいうと、理屈かもしれませんが、市長の論理からいうと、合併浄化槽を整備しないと海が汚れるということですね。ということは、これまで旧町内に比べて輪内や須賀利の海というのは汚れてきたのか。今後も汚れるというふうなお考えですか。的確に教えてくださいよ。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） くみ取り式が多いのではないかなということでもありますので、海に直結するとは考えておりません。しかし、浄化槽を設置したときに、その維持管理、あるいはきちんとした浄化槽がふえるにこしたことはありませんし、浄化槽を設置してもちゃんとした維持管理はしていかないかん。現状では、そういう話、例えばくみ取り式やったら、きちんとしたくみ取りの管理をしておれば、それは直結して海が汚れるということではない。全体として、尾鷲市としては公共下水道もやらなかった、集落排水もやらなかった、その中で合併浄化槽の設置をどのように整備率を高めていくかということを考えておるところであります。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） こんな議論をしたら、奥田は何かわけのわからんことを言いとよと言われてたら悪いのでこのぐらいにしておきますけれども、でも、何か市長はちゃんと答えてくれないのであれなんですけど、もう一回、合併浄化槽のことに戻りますけど、勧誘、今の状態で勧誘はできないという話はしておったじゃないですか。村田議員のときかな、PFIやったら営業できるもんでどんどん広がるんやという話はございましたけれども、今の状態でもきちっと補助金の説明をちゃんとされてPRをきちんとされれば、僕はこの単独浄化槽やくみ取りからの転換というのは、PFIより安くできるんですから、どんどん進むんじゃないかなという気がするんですけれども。だから、どんどんPRしてくださいよという気がしております。

それから、導入調査の中で、PFIの問題点を書いています。村田議員も言われていましたけれども、重なるかもしれませんが、この中で、やっぱり年間目標

設置数が達成できていないという回答が物すごい多かったと。それから、P F I 事業による事業者が限定されることに対する住民からの不満、それから、過疎、高齢化が進行する場合、どういうふうに設置を推進したらいいかという問題があるとか、それから、設定した使用料では維持管理費が賄えないから年間使用料を上げないかとかそういう問題もあるし、それから、既に合併の人、合併浄化槽の人でも寄附採納しないといけないから、寄附採納しますよね、その寄附採納の制度がうまくいかないということで、寄附採納制度の見直しを図っているところ、それから、廃止をしているところというところがあると。実際そうですね、今合併浄化槽の人でも寄附採納せなあかんし、したら使用料4,600円月々、5万5,200円取られるわけですから、実質的には今より上がるわけですから、なかなか進まないというのはわかりますよね。

そういう状況の中で、それと、この導入調査の中で書かれていること、特に尾鷲市の場合は高齢者世帯が多いですから、ですから設置費とか維持管理費が大きな負担になってくると、ですから高齢者世帯への負担軽減の措置を検討する必要があると。それから、輪内地区なんかは斜面のところが多いと、そういう地形的なものが、いろんな問題があるから、そういうところを検討せなあかんよとか、いろんなことが書かれています。

ですので、僕は、村田議員が言われたのはそのとおりだと思います。こういう課題がいっぱいある中で、この課題を全部と言わないですけど、ある程度克服しない限りは、僕はP F I は進めるべきではないというふうに考えております。

それと、生活排水率、さっきも話しましたがけれども、24年度末が24.7、そして僕は10年後には35%ぐらいになるんじゃないかなという気がしましたけれども、さっき申し上げたようにP R をきちっとやれば、今4,000世帯の人が単独浄化槽なんですよね、市長のところも単独浄化槽ですよね。ですから、このP R をきちっと、補助金はちゃんと出ますよということをP R していけば、4,000世帯の人たちが転換してくれたら、一気に生活排水処理率というのが上がるんですよ。80%ぐらいになっているのかな、どんどん上がっている、もっと上がるかもしれませんよ。ですから、僕は、市長が生活排水処理率の話をよくしますけれども、私はそんなに、僕は懸念する必要はないんじゃないかなという気がしております。

それで、私はそれでちょっと御提案したいんですけども、市長の海をきれいにするという大義名分はよくわかります。でも、下水道の普及率を見ますと、全

国が、24年のデータなんですけど、76.3%なんです。三重県が48%しかないんですよ。だから、三重県が100人の人口だとすると、半分ぐらいの人が下水処理しておる。あと、三重県の場合、合併浄化槽の普及率が、全体を100とすると、下水道の普及率が48%で合併浄化槽の普及率が26.3%なんです。ということは、100人で考えたら、約50人の人が下水道整備されておる。あとの残りの半分の人が合併浄化槽を整備しておる。でも、あとの残りの半分の人はまだ整備されていないんですよ、整備されていないんですよ。だから、三重県というのは、そういう意味ではやっぱりおこなっているんですよ、この整備が。それを考えると、僕は、市長、副市長にお願いしたいんですけども、やっぱりこの東紀州地域、こういう田舎というところはインフラ整備がおこなわれました。だから、やっと道路が整備されてきたという状況がございます。ですから、もし市長が海をきれいになりたいという思いが強いのであれば、やっぱり今後浄化槽の整備、三重県はおくれたわけですから、三重県自体、おくれた。だから、今、県の論理としては、今回、新築はどうしてもせないかんから新築のほうの補助金を減らしてやれというようなことかもしれんけれども、そんなことじゃなくて、東紀州地域というのはまだインフラ整備されていない。ですから、市長、お願いしたいんですけど、市長にお願いしたいのは、東紀州の市町の首長さんと一緒になって、今までは道路陳情だったと思いますけれども、こういう浄化槽とかの整備のための補助金をもうちょっと下さいよというお願いをしてほしいなと思うのと、副市長、副市長も県の方ですので、ぜひ県に働きかけを、PFIありきじゃなくて、そういうことを、僕、考えてほしいなと思うんですけど、いかがですか、市長、副市長。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もちろん、いろんな新設の補助金にしても要望はしていきますけれども、例えば、こういった議論も何回か機会としてはあったのではないかなということで、本来ですと、もっと早い御提案をいただきましたかったなというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 奥田議員から話のあったことなんですけれども、私も常々、三重県、下水道は低いんですよ、確かに。全国と比べて低いんですけども、三重県は低い中で、私どもの尾鷲市というのがこのような状況になっていると。それで、きょうの話を聞いていて思ったんですけども、ひょっとすると、三重県

の中で見たときに、尾鷲市がガラパゴス島の論理で終わっちゃうんじゃないかなろうかと、そういう心配がある中で、私どもとしたらこういうような提案をさせていただいているわけなんですけれども、きょういただいている意見も踏まえて、今は当然市の職員なんですけれども、どういうふうにやるべきかということも踏まえた上で、必要に応じた話は県のほうにもしたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 最後に僕、アンケートのことを言いたいんですけど、村田議員も言われていましたけど、アンケート、やっぱりおかしいと思うんですよ。

例えば、599人の人にアンケートをして、57人が無回答、542人が回答しているんですけど、そのうち合併浄化槽はどうですかと言われて、整備すべきという人が66人、家計への負担にもよるが合併浄化槽を整備すべきという人が297人いるんですね。わからないという人が127人、整備する必要はないという人は52人なんですよね。

市というのは都合のよくて、この家計への負担にもよるが合併浄化槽を整備すべきという人も含めて、大多数の人が合併浄化槽を整備すべきやと思っておると、これは進めないかんということなんですけれども、ただ、これは、家計への負担にもよるがということは、幾らかかるのと、今の段階では判断できないよということを行っているわけですよ。ですから、この297人の人とわからないという人127人の人を足すと424人。424人ということは、542人のうち78%、実に。その人たちは今の段階ではわからないよと言っているわけですよ。ですから、予算の話もそうですけれども、本当に都合のいい解釈は僕はやめてほしいと、拡大解釈はやめてほしいと、それだけお願いして、僕の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明5日水曜日、午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時22分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員